輝く人、自然、
歴史・文化で織りなす
多賀の未来

第６次 多賀町 総合計画

2021年～2030年

滋賀県多賀町

ご挨拶

本町では、平成２３年３月に第５次多賀町総合計画を策定し、「自然と歴史・文化に包まれた、キラリとひかるまち」を目指して、様々な施策を推進してまいりました。多賀町にとって、人口減少・少子高齢化に歯止めをかけることが最重要課題であり、「子育て・教育熱心のまちづくり」を大きな柱に子育て支援や教育の充実に取り組んでまいりました。近年は、民間企業の宅地開発により、若い世代が多賀町に関心を持っていただき、定住していただけるようになっています。

他方、山間地域での人口減少・少子化の進行、異常気象等による自然災害の増加、新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会的影響など、本町を取り巻く環境は急速に変化しており、新たな時代の岐路に立たされています。

このような中、守るべきもの、変えてはならないものと変えるべきもの、不易と流行をしっかりと見極めて行政を進めてまいりたいと考えております。

本計画では、「輝く人、自然、歴史・文化で織りなす　多賀の未来」を将来像として掲げ、これまで取り組んでまいりました子育て支援や教育の充実、移住定住の促進、健康・福祉の充実、産業観光振興などをよりきめ細やかに進め、町民の心の拠り所である自然や歴史、文化の特性や地域の資源を生かした新たな価値の創造を目指してまいります。

まちづくりの核となる人づくりを推進し、様々な糸で一枚の布を織り込むように、町民や企業の皆様をはじめ、多賀町と関わりのあるすべての方々と行政が一体となり、まちづくりを進めてまいりたいと考えています。

最後に、本計画の策定にあたり、住民アンケートを通じて貴重なご意見とご提案をいただきました町民の皆様と総合計画策定委員会委員をはじめ、関係各位に対しまして厚くお礼を申し上げます。

令和３年３月

多賀町長　久保 久良

目　次

序論

１　計画策定の趣旨 …… ２
２　計画の構成と期間 …… ３
３　多賀町の魅力・特徴…… ４
４　まちをとりまく社会潮流…… ６
５　これからのまちづくりの視点 …… ８

基本構想

１　将来像 ……１２
２　まちづくりの基本目標……１３
３　将来の見通し ……１６
（１）人口 ……１６
（２）都市構造・土地利用……１８
４　基本政策……１９

前期基本計画

はじめに
１　前期基本計画の構成……２６
２　前期基本計画の読み方……２７
３　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓとの関係） ……２８

第１章　子どもの育ちと子育て
第１節　親子の育ちと子育て……３２
第２節　就学前教育 ……３４
第３節　学校教育 ……３５
第４節　公園緑地 ……３８

第２章　生涯学習・協働
第１節　歴史・文化、芸術・伝統 ……４０
第２節　まちづくり人材育成・生涯学習……４２

第３章　安全・安心・健康
第１節　防災・減災 …… ４６
第２節　防犯・交通安全…… ４８
第３節　健康・医療 …… ５０
第４節　地域福祉 …… ５２
第５節　高齢者福祉 …… ５４
第６節　障がい者福祉 …… ５５

第４章　環境・コミュニティ
第１節　人権・平和 …… ５８
第２節　地域社会・コミュニティ …… ５９
第３節　消費生活 …… ６０
第４節　多文化共生 …… ６１
第５節　地球環境・資源循環…… ６２

第５章　まちの活力
第１節　農業…… ６６
第２節　林業…… ６８
第３節　商工業…… ７０
第４節　観光…… ７１
第５節　中心市街地 …… ７３
第６節　就労…… ７４
第７節　産業団地・新産業…… ７５

第６章　都市基盤・住環境
第１節　公共交通 …… ７８
第２節　上水道・下水道…… ７９
第３節　道路…… ８１
第４節　河川…… ８２
第５節　景観…… ８３
第６節　住宅・住環境・空き家 …… ８４

第７章　行財政
第１節　行財政運営 …… ８６
第２節　広報・広聴 …… ８８
第３節　広域連携 …… ８９

計画の進行管理…… ９２

資料編 …… ９４

序 論

1 計画策定の趣旨

・総合計画は、10 年後の多賀町を見据え、まちがめざす将来像を明らかにし、その将来像を実現するための方向性を示すものです。本町では、平成 23 年 3 月、第 5 次総合計画（目標年次：平成 32 年度［令和 2 年度］、以下「前計画」という）を策定し、この前計画に沿って、総合的、計画的な行政運営を推進してきました。

・前計画が目標年次を迎える中、本格的な少子高齢化の進展、防災・防犯をはじめとした安全・安心意識の高揚、ライフスタイルの多様化など本町をとりまく環境は大きく変化しています。

・行政需要の増加に対して財政事情は余裕がない状況となっていることから、行政サービスにおいても、民間事業者において実施可能な業務については、官から民への流れの中で、行政のスリム化、効率化や生産性の向上をめざし、最少の経費で最大の効果を生み出すという自治体経営の視点が不可欠となっています。

・町民や事業者などの関係者とともに、本町をとりまく様々な事情、社会情勢を的確に見極め、現状と課題を洗い出したうえで、町民が希望をもてるまちの将来像を定め、前計画に続く新たな第６次総合計画を策定するものです。

・本総合計画の策定にあたっては町民、関係者の意見を十分に踏まえることとし、本町の町政運営の中長期的な指針となり、本町の最上位計画として策定するものです。

■これまでの本町の総合計画

総合計画	計画期間	将来像	計画人口 （住基人口）
第１次	昭和44～54年度 （10年計画）	-	-
第２次	昭和55～平成2年度 （10年計画）	心のふれあう住みよいまちづくり	1.0万人 （9,303人）
第３次	平成3～12年度 （10年計画）	歴史・ロマン・神秘の里づくり多賀	1.2万人 （8,634人）
第４次	平成13～22年度 （10年計画）	山蒼く水清く心豊かな多賀のまち	1.0万人 （7,971人）
第５次	平成23～32[令和2]年度 （10年計画）	自然と歴史・文化に包まれた キラリとひかるまち	0.8万人 （7,561人）

※住基人口は最終年度末における人口、第５次は平成 30 年度末人口

2 計画の構成と期間

（１）第６次多賀町総合計画の構成

本総合計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」の３層で構成し、その内容は次の通りです。

■ 新総合計画の構成

項目	計画期間	内　容
基本構想	令和3～12年度 （2021～2030） （10年間）	基本構想は、本町の将来像とそれを達成するまちづくりの基本目標を示したものです。 令和3年度から12年度までの10年間の本町の将来像とそれを達成するためのまちづくりの方向性を表します。
基本計画	前期基本計画 令和3～7年度 （2021～2025） （5年間）	基本計画は、基本構想の将来像を達成するため、基本的な政策体系に基づき施策を明らかにするものです。 基本計画は施策の立案でもあることから全職員が問題意識をもって積極的に関わります。 テーマごとに5年間で実現をめざす達成（アウトカム）指標を設定します。 毎年の進行管理には、分野別の施策・取組がどれだけ進んだかを把握する活動（アウトプット）指標を行政の内部的に設定し、進捗状況や取組上の課題を把握します。
	後期基本計画 令和8～12年度 （2026～2030） （5年間）	
実施計画	令和3年度～ （3年計画の毎年ローリング）	実施計画は、基本計画に基づき具体的な事業の実施計画を明らかにするもので、予算編成などの指針とします。 基本計画期間において、3年間計画で毎年ローリングする「実施計画」を策定します。

（２）計画の期間

計画期間は令和３年度から 12 年度までの 10 年間とします。また、３年を期間として毎年ローリングする「実施計画」を策定します。

■ 新総合計画の期間

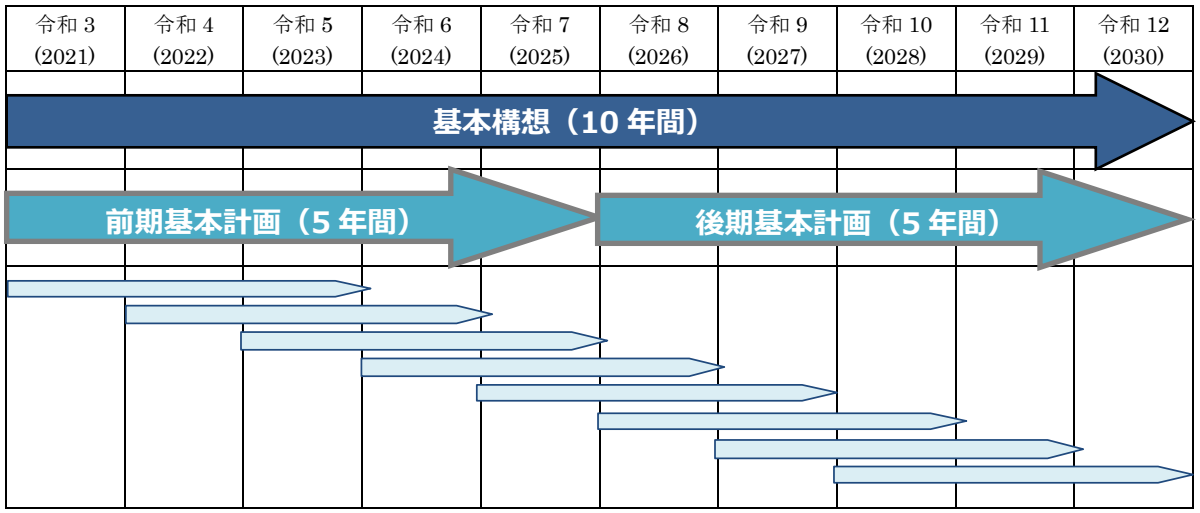

3 多賀町の魅力・特徴

・本町は、四季折々の豊かな自然、歴史文化をはじめ、多様な魅力・特徴を有するまちです。

・本町に暮らすすべての人が活躍し、本町ならではの魅力・特徴を守り活かしたまちづくりを進めていきます。

（1）豊かな自然、原風景

・本町は、鈴鹿山系の雄大な山々が連なり、針葉樹を主体とした造林、広葉樹が広がる原生林や混合林が美しい山林を形成し、広大な緑に包まれたまちです。

・芹川と犬上川の清流は、琵琶湖へと注がれ、生活の水源として、また、生活に憩いをもたらす景勝地としての親水空間を形成しています。

・湖東平野に広がる農地は、日本の原風景を感じさせます。

・滋賀県天然記念物に指定されている河内の風穴をはじめ、霊仙山、御池岳、大蛇ヶ淵などの資源は、町民の誇りや身近な交流資源となっています。

（2）歴史文化資源、伝統行事

・伊勢神宮の親神として知られ、古事記にも記録が残る多賀大社は、その伝統行事とともに、町民の誇り、心の拠り所として、また、町外から多くの参拝者が訪れる、本町のシンボルのひとつです。

・国指定の重要文化財が残る真如寺をはじめ、胡宮神社、大瀧神社、高源寺などの寺社や伝統行事、楢崎古墳や大岡高塚古墳などは、郷土のかけがえない宝となっています。

・多賀町中央公民館「多賀結いの森」や多賀町立博物館・図書館・文化財センターを有するあけぼのパーク多賀は、町民や来訪者の憩いの場となっています。

（3）子育てのしやすい環境

・中学校卒業までを対象とする「子育て応援医療費助成制度」など子育てに係る経済的負担の軽減、幼保連携型認定こども園の開園、小中学校教育の充実などの取組が進展し、本町の子育て環境や学校教育に対する町民の評価は高いものとなっています。

・子どもにとって豊かな自然や歴史が身近に感じられ、登下校などの見守りや職場体験など地域や事業者とのふれあう機会に恵まれており、まちぐるみで子どもを育む環境が整っています。

（4）あたたかな地域コミュニティと町民の人柄

・町民アンケートでも多くの方から、「あたたか、親切、やさしい」といった町民の人柄や人情をまちの魅力として挙げる回答が多く見られました。また、あいさつ運動などの取組も住民生活に浸透しています。

・本町は、古くからコミュニティ活動も盛んで、困った時には助け合える雰囲気や基盤となる人と人のつながりがあります。しかし、人口減少や高齢化、社会構造の変化を背景に、コミュニティや地域の担い手不足が危惧されており、地域と行政の連携による課題対応に向けた取組も進んでいます

（５）住環境と調和した工業団地の立地

・関西、中部、北陸経済圏のちょうど中間に位置する本町は、名神高速道路や国道、JR 琵琶湖線、東海道新幹線など各方面からのアクセス環境も良好で、びわ湖東部中核工業団地をはじめとする工業団地に優良企業が集積し、雇用や経済効果を通じて本町、湖東地域の貴重な活力拠点となっています。

・工業団地は比較的、住宅地から独立した立地にあり、住環境と調和した関係を保っています。

・新たに名神高速道路「（仮称）多賀スマートインターチェンジ」や広域幹線道路など、地域ポテンシャルの向上をもたらす基盤整備が構想・計画されています。こうした変化を効果的に活用することで、まちの活性化につなげていくことが期待されています。

（６）歴史や自然が育んだ特産品

・多賀大社に参拝する人々を癒してきた糸切餅や鍋焼きうどんなど、悠久の歴史とともに親しまれてきた名物があります。

・多賀産米、多賀にんじんをはじめとする農作物、地酒なども本町の誇れる産品です。

・近年、そばの栽培に適した地形や気候を活かし、近畿地方でも指折りのそば栽培地が広がり、多賀そばを味わえるお店も増えてきました。

・生産が途絶えていた桃原ごぼうを復活、流通させる取組も始まっています。

4 まちをとりまく社会潮流

・本町をとりまく社会・経済などの状況は前計画から大きく変化しています。

・こうした変化・課題に柔軟、迅速に対応していくことが求められています。

・また、2015 年に国連が採択した「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」は、「人権尊重」や「心のふれあい」など、本町が大切にしてきたまちづくりの考えに沿ったものであり、計画の策定にあたってはその精神を尊重し、効果的に取り入れていくものとします。

※持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）：「誰ひとり取り残さない」ことをめざし、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など、持続可能な開発のため、また、今、正しい選択をすることで、将来世代の暮らしを持続可能な形で改善するため、先進国と途上国が一丸となって力を尽くすべき 17 の目標と 169 のターゲットを示す。

（１）人口減少社会と少子高齢化の進展

・国全体で人口減少社会の到来が現実のものとなり、少子高齢化の進行もあって、本町の地域コミュニティにも大きな課題が生じています。

・本町においても、単身世帯や高齢者のみ世帯、一人親世帯の比率が高まり、標準世帯（夫婦と子ども２人）をモデルとしたこれまでの取組は見直しが求められ、経済格差や貧困・虐待も社会問題として表出しています。

・平成 28（2016）年に「多賀町人口ビジョン」と「多賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生と人口減少・少子高齢化対策に取り組んできました。

（２）暮らしの安全・安心への要請

・高齢化の進展や生活習慣・食生活・病気・ケガなどに関する情報の広がり、精神的な豊かさを求める価値観の変化などから、健康や生きがいを求める意識が高まっています。

・異常気象や震災など自然災害の激甚化によるリスクが高まる中、本町だけが例外とはいえず、防災・減災に対する町民の関心は強くなっています。

・新型コロナウイルス感染症の流行は私たちの生活を一変させ、また、あらゆる犯罪の抑止、防犯ネットワークの構築、誰もが被害者・加害者になりうる事故の防止、食の安全への対策など、住民生活を脅かす不安への対応が求められています。

（３）多様性が求められる社会

・グローバル化や価値観の多様化が進む中、多様性を認め尊重し合う社会をつくると同時に、地域で活躍できる人材を発掘・育成し、地域の課題解決につなげていくことが重要です。

・子どもや高齢者、障がいのある人への差別や虐待、ＤＶ、性的指向や性自認への偏見、インターネット上の人権侵害など、多様性を巡る課題への対応が求められています。

・地球規模での環境意識の高まりを共有し、ごみの減量や再資源化、省エネ促進などについて、さらに強化していく必要があります。

（４）技術革新の進展

・IoT の進展、人工知能（AI）やビッグデータ活用、SNS を通じたコミュニケーション手段の変化など技術の劇的な進歩に伴い、生活圏を越えた交流や社会的課題の解決に向けた「スマート社会（Society5.0）」への取組が進展しています。

・技術革新は人の意識や行動を変え、また、まちの課題に対して新たな解決へのアプローチにつながる可能性があり、既存の延長だけにこだわらず、時代の変化に即した対応が求められています。

※IoT（Internet of Things）:様々なものとインターネットを接続することを意味する。

（５）経済のグローバル化と担い手の不足

・経済分野においては、ICT の進化や交通基盤の充実を背景に、国境を超えたサプライチェーンの拡大やインバウンド需要の高まりなど経済のグローバル化が加速し、世界の相互依存が深まるとともに、競争が激化しています。

・本格的な少子高齢化と人口減少社会を迎えるわが国においては、今後、特に農林業や中小零細企業を中心に労働人口の減少や高齢化が大きな課題となっています。

・本町においても、雇用や経済循環を維持・強化していくため、立地企業が定着し続けられる環境づくりと、農林業や観光、中小事業所における後継者・担い手の育成、新規創業の支援など、働く場の維持・創出や足腰の強い産業構造づくりを強化する必要があります。

（６）地方行政をとりまく厳しい環境

・国の経済の先行きは不透明で、今後の人口減少や少子高齢化を考慮すると、本町において税収の大きな伸びは見込めない状況です。

・社会保障費や扶助費の上昇が見込まれ、インフラ・公共施設などの維持補修・更新費用は毎年必要となります。

・地域組織やボランティア、ＮＰＯなどが自ら積極的にまちづくりに参画し、事業者や行政と連携・役割分担しながら、課題解決に向けての取組の意識が高まっています。

・PPP や PFI など、地域の課題解決や行政運営の効率化を後押しする仕組みの整備が進んでおり、本町においても導入に向け前向きに検討していく必要があります。

※PPP（Public Private Partnership）：公共サービスの提供に民間事業者が参画する手法を幅広く捉えた概念。民間事業者の資本やノウハウを活用し、公共サービスの効率化や向上をめざす。
※PFI（Private Finance Initiative）：公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間事業者の資金、経営能力、技術的能力を活用して行う手法。

5 これからのまちづくりの視点

・変化していく社会情勢を踏まえつつ、本町のこれまでの取組の成果や特徴を活かしながら、次のような視点で、これからのまちづくりに取り組んでいく必要があります。

（1）多賀で子育てしたいと思えるまちをつくる

・子育てを応援する取組をさらに充実させ、豊かな自然や悠久の歴史、あたたかなコミュニティを活かした、都会ではできない本町ならではの子育ての環境を創出する必要があります。

・一人ひとりの子どもの個性を伸ばし、健やかに、たくましく、自分の将来に希望と夢をもてる子どもが育つまち、子育ての大変さ、楽しさを共有し、子育て世帯を地域ぐるみで応援するまちをつくっていくことが重要です。

（2）誰もが暮らしの安全・安心を実感できる地域をつくる

・災害、事故、犯罪、健康、食の安全などへの関心が高まっており、町民、事業者、行政の総力をあげて、誰もが安全・安心、健康を実感できるまちをつくることが必要です。

・生活基盤としての道路や河川、森林を適切に整備・維持管理するとともに、地域の特性に合わせた公共交通を維持していくことが必要です。

・子どもや高齢者、支援が必要な人が安心して日常生活を送れるよう、普段から、地域コミュニティを基礎とした顔の見える関係や人のつながりをつくり、互いに支え合い、助け合える地域をつくっていくことが大切です。

（3）まちを守る担い手を育てる

・地域が主体的に活動する力や手段をもち、課題の解決や活性化・コミュニティの維持・継承に取り組むことができるよう、地域の担い手を育てていくことが必要です。

・新たな企業の誘導や本町内事業者の革新、ＵＩＪターンなどによる創業の促進、持続可能な農林業の研究と実践、都市圏との通勤・移動利便性の向上など、本町らしい地域産業の活性化と多様な働き方ができる選択肢の確保が必要です。

・町民のコミュニティやまちづくりへの参画意識を高め、安全面や快適さなど多面的な役割をもった自然・農地山林の維持保全、町民の心の拠り所である歴史・文化の維持継承などを担う地域人材を育てることが必要です。

（4）身近な地域や広域とのつながりを大切にする

・地域コミュニティをはじめ、趣味、職場、社会活動など、町民の誰もが何かの形でつながり、孤独感のない地域をつくっていくことが大切です。

・担い手の不足や高齢化が進む中山間地域においては、これからも大切に守り、継承するものと、個々の地域では維持が難しいものを見定め、生活を維持していく上で必要な機能について、近接・隣接する地域との連携・統合や効率化を検討するとともに、都市的なサービスを継続的に享受していくため、都市地域との連携や移動利便性の確保を図ることが必要です。

・医療をはじめ、公的サービスの効率化や高度化に対応していくため、自治体の特性を活かした役割分担により、彦根市をはじめとする周辺自治体や大都市圏との広域的な連携を戦略的に強化していく必要があります。

（５）まちの魅力を高め、発信する

・町民がまちに愛着や誇りをもち、本町外の人が多賀のファンとなって、住んでみたい、訪れたいと憧れるまちになるためには、様々な角度から地域を見つめ直し、まちの魅力を高め、本町内外に効果的に発信することが不可欠です。

・多賀大社をはじめとするまちの歴史・文化、自然や緑豊かな風景、子育てと子どもが育つ環境、温もりのあるコミュニティなど、まちの魅力・資源をさらに磨き上げ、その魅力を届けたい人に情報がしっかり届くよう、発信していくことが必要です。

（６）小さいからこそ暮らしやすいまちをつくる

・まちが維持・発展していくために、小さなまちだからこそ感じる親近感、満足感を実感できるまちをつくることが必要です。

・効率的な自治体運営を徹底し、地域の個性や資源を活かしたまち・集落の効率的な運営により、小さくても、住んでよし、訪れてよしの魅力的な生活環境をつくることが重要です。

基本構想

1　将来像

・長期的なまちづくりも視野にしながら、１０年後に本町がめざすまちの姿を次のように掲げます。

輝く人、自然、
歴史・文化で織りなす
多賀の未来

●将来像への想い

子ども、若者から高齢者まで、あらゆる人々が温かなつながりのもと、未来を担う子どもたちが元気に、希望をもって育ち、誰もが笑顔で暮らせるまちを継承していきます。

また、町民の自慢であり、心の拠り所であるまちの自然や歴史・文化、これまで先人たちが創り育んできた伝統や産業など、まちの個性と魅力を次代に継承するとともに、地域資源を活かしまちの活力を創り出していきます。

そして、これまでにない厳しい社会状況の中、「守るべきもの、変えてはならないもの」と「変えていくべきもの」を見定めながら、小さくても誇りと愛着にあふれ、小さいからこそ充実した豊かなまちをつくります。

2 まちづくりの基本目標

・将来像の実現に向けては、様々な取組を横断的に進めていくことが必要です。町民や事業者、行政など関係する主体が一体となったまちづくりをしていくためには、イメージや方向性を町民や事業者、行政が共有することが不可欠です。

・このため、本町の将来像が示すまちづくりの目標をより具体的に示すことで、町民、事業者と行政が協働で取り組むきっかけにしていきます。

●まちづくりの基本目標について

【重視すること】

・「まちづくりの基本目標」で掲げる６つの項目について、本町が分野を超えて取り組むために重視する視点や方向性を示します。

（１）子どもたちが多賀への愛着と自分の将来に希望をもって、健やかに成長する環境をつくる

【重視すること】

○切れ目のない子育て支援と教育現場の連携を強化し、自分も他人も尊重できる意識と将来への確かな希望をもった、心身ともに健やかな子どもが育つ環境をつくります。

○地域コミュニティや地元産業・各種事業者との交流を通じて、地域ぐるみで子どもたちのキャリア教育に取り組みます。

（２）人生100年時代を、誰もが安心して健康に、生きがいをもって暮らせる仕組みをつくる

【重視すること】

○誕生から高齢期に至るまで、生涯にわたって主体的に健康づくりに取り組む気運をまち全体で育み、健康に生涯を過ごせるまちをめざします。

○いわゆる定年後に限らず、誰もが自分の生きがいを見つけ、生涯にわたって世の中で活躍することを当たり前にできる学習や就業、健康づくりの取組を推進します。

（３）地域産業の活力を高め、町民の多様な就業機会を創出する

【重視すること】

○工業団地や農林業、商工業、観光など地域産業の活性化と、自ら生業（なりわい）を創出する新たな創業を支援します。

○（仮称）多賀スマートインターチェンジの整備など、地域ポテンシャルの高まりを活かし、適切な土地利用と優良企業の新規立地を誘導します。

（４）災害に強く、事故や犯罪のない、暮らしやすい基盤を整える

【重視すること】

○災害などの緊急時や事故・犯罪の危険に対して、町民同士が助け合える地域社会を育みます。

○国や滋賀県、地域、事業者、町民などまちぐるみで、災害・事故・犯罪の防止や被害抑制につながる安全な都市基盤の整備に努めます。

（５）自助・互助・共助・公助の役割を分担しながら、地域と連携して効率的にまちを運営する

【重視すること】

○公民の新しいパートナーシップ（PPP）や広域連携を追求し、これまでの枠組みにとどまらない公共サービスの効果的な提供のあり方を検討します。

○町民や地域が本来もっている可能性や地域力を高め、自助・互助・共助・公助の役割分担の推進と各主体が協働で取り組むきっかけや支援の仕組みづくりを進めます。

（６）地域資源を守り、活かすことで、多賀プライドを醸成するとともに、多賀ファンを育てる

【重視すること】

○本町を学ぶ機会や来訪者とのふれあいを通じて、町民の「多賀プライド」を産み、育みます。

○本町のまちづくりに関心をもち、参画してもらう「多賀ファン」を育てるとともに、定住への可能性を高めます。

3 将来の見通し

・基本構想がめざすまちの基礎となる将来の見通しとして、目標年における人口とまちの構造・骨格を表す土地利用について、次のように想定します。

（1）人口

・本町の人口は、平成 27（2015）年の国勢調査では 7,355 人で、昭和 22（1947）年をピークとして、多少の増減を繰り返しながら、昭和 40（1965）年には 10,000 人を割り、昭和 50（1975）年から昭和 60（1985）年までは、ほぼ横ばいとなりましたが、平成 2（1990）年以降、減少傾向となり、平成 22（2010）年には 8,000 人を下回りました。

・平成 27（2015）年の国勢調査人口を基準とする国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が公表した「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」においては、今後、本町では、さらに人口の減少、少子化・高齢化が進むことが予想されています。

・また、平成 28（2016）年に策定した「多賀町人口ビジョン」においては、合計特殊出生率の上昇と、移住定住促進などによる生産年齢人口の増加に取り組むことを前提として、将来展望人口を 2030 年 6,915 人、2045 年 6,263 人と想定しています。

■ 国立社会保障・人口問題研究所推計と多賀町人口ビジョンの将来展望

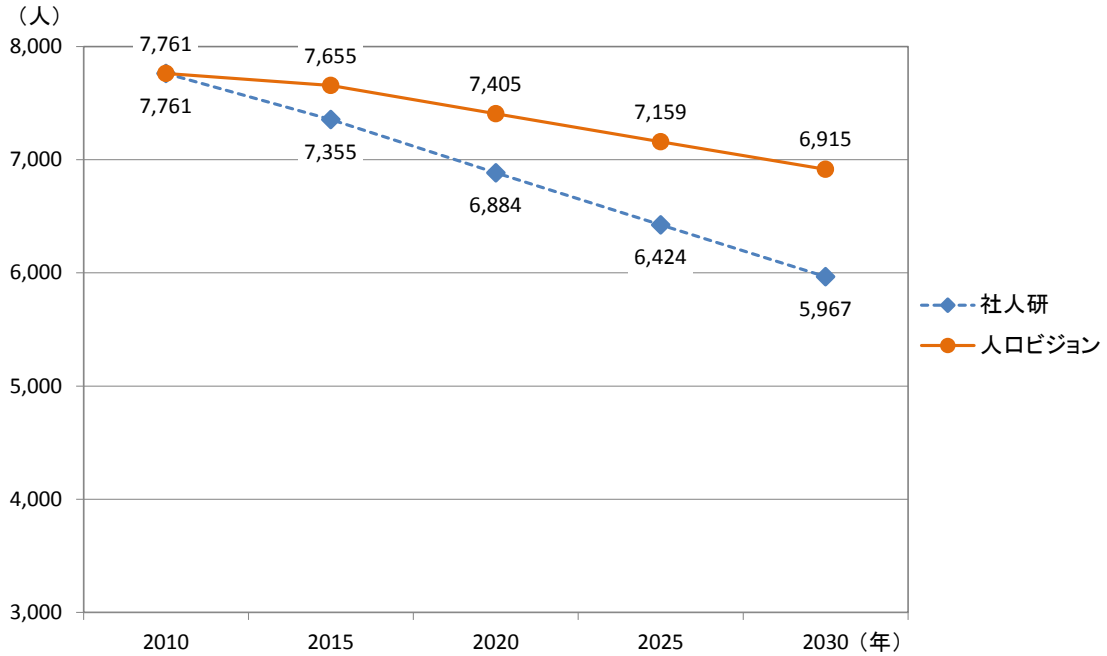

※出典：2010 年までは国勢調査、2020 年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計（平成 30 年 3 月推計）。

・今回、近年の住宅・宅地整備の状況を踏まえるとともに、新しいデータを利用した推計を行うため、以下の方法で改めて人口推計を行いました。

・今後、住宅・宅地整備の効果は縮小していきますが、移住・定住促進のための取組や出生率向上のための取組をまちぐるみで推進することで、2030 年の人口をおよそ 7,300 人として展望します。

■ 第６次総合計画の将来展望

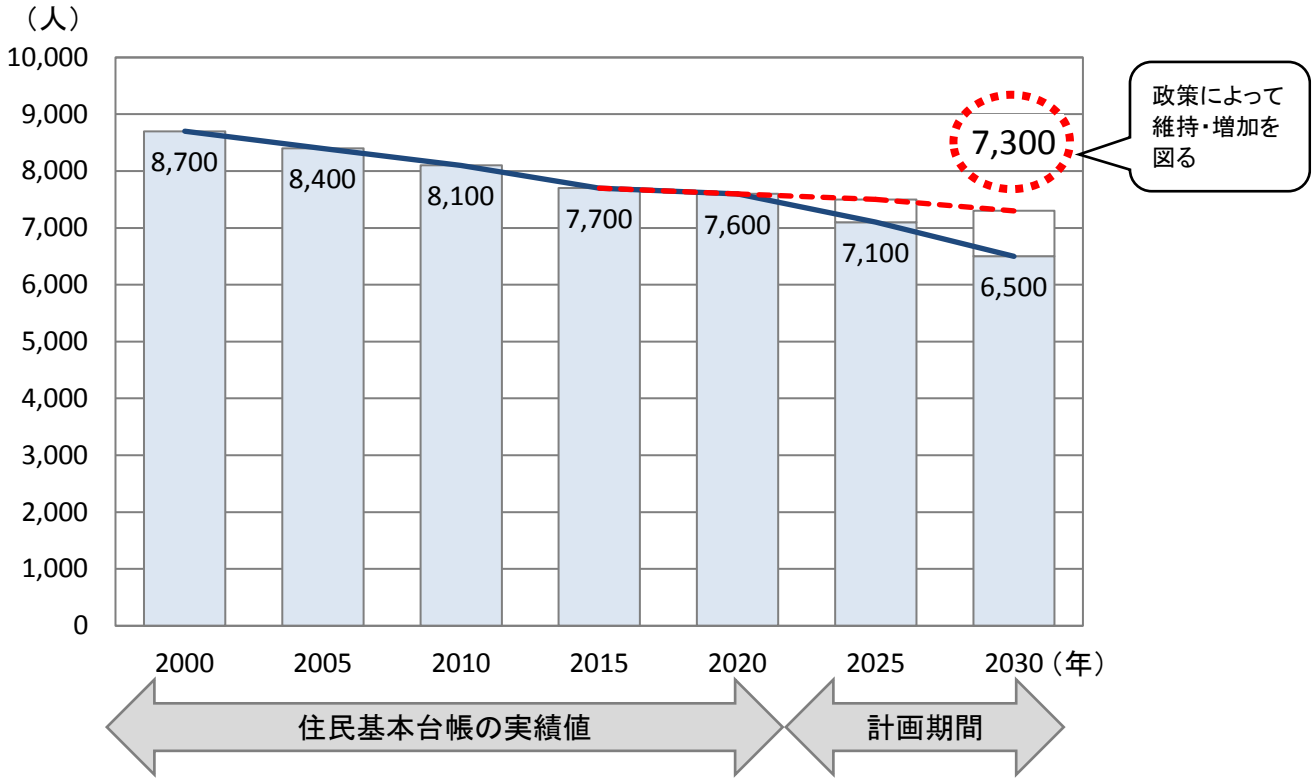

■ 人口の将来展望に向けて

・今後の人口を展望する上で、次のような社会状況を踏まえて政策を展開します。

・新型コロナウイルス感染症の流行に伴うテレワークやリモートワークの定着、働き方の多様化などに対応し、その受け皿・選択肢となる就業環境や企業の操業環境の充実を図ります。

・空き家・空き地を有効に活用するとともに、地元の受入体制づくりや受入意識の向上を図り、希望する人が安心して転入できる環境を創ります。

・若者・ファミリー層の移住を促進するため、子育てしやすいまちとしての魅力を積極的に発信するとともに、親子の育ちと子育て環境やまちぐるみで子どもを支える仕組みをさらに充実させていきます。

・長期的には、住み続けたいと思う意識、あるいは進学や就職で一度本町外に出ても、いずれＵターンで「このまちに帰りたい」という意識を育むため、子どもが地域で活躍する機会づくりやふるさと教育の充実を図ります。

・この展望は、日本全体で人口減少が進む中、小さなまちとしてひとつの理想像を実現し、都市基盤や公的施設などの社会資源を効果的に維持・活用していく、本町の挑戦する姿勢を表すものです。

（２）都市構造・土地利用

・将来都市像の具体的な姿となる、今後の都市の構造（都市拠点機能の配置、まちのゾーニング）と土地利用の方向について、次のように想定します。

①　都市構造のあり方

彦根都市圏と機能分担するコンパクトな中心拠点＋
農村集落ネットワークによる「連携都市構造」

【拠点や都市機能配置の考え方】

○本町の中心部の都市地域において、日常の暮らしや生活利便性を支える都市機能をコンパクトに維持・誘導を図るとともに、定住を促進し、本町の中心拠点を形成します。

○近江鉄道多賀大社前駅から多賀大社を中心とする中心拠点において、町民・来訪者の双方に、文化性・居住性・快適性の高いまちづくりを推進します。

○あわせて、都市的な機能（大規模な商業・サービス施設や高度医療施設など）については、湖東定住自立圏を構成する市町との連携強化を図ります。

○既存産業団地の広域結節性の充実などによる産業機能の維持･強化を図るとともに、今後、広域基盤の整備などに伴いポテンシャルが向上するエリアにおいて、新たな産業機能の集積を促進します。

○歴史文化の歩みや生活圏の範囲などを踏まえ、公共公益施設などが一定集積しているなど拠点となる集落において、基礎的な生活機能と個性的な地域機能の維持を図るとともに、周辺の集落間あるいは都市地域とのネットワークにより、効率的に住み続けられる集落環境の維持を図ります。

【交通ネットワークの考え方】

○本町の中心部と彦根都市圏、大都市圏域を接続する広域の交通ネットワークを確保します。

○集落と中心部や駅などの交通結節点とを接続する移動手段として、地域間の交通ネットワークを確保します。

②　土地利用のあり方

○現在のコンパクトなまちの形を基本とし、未利用地の有効活用を図ります。

○骨格となる自然や流域、景観のまとまりで規定された土地利用を尊重し、森林、里山、田園などで豊かな自然を将来にわたって保全・活用します。

○新たな広域基盤整備などによるポテンシャルの向上を踏まえ、土地利用の適切な誘導と周辺環境との調和を図ります。

○本町の土地利用の維持・増進や調和に向け、維持・管理における担い手の確保とともに効果的な維持・管理に取り組みます。

4 基本政策

・将来像とまちづくりの基本目標の実現を図るため、分野別に取り組むまちづくりの基本政策を次のように定めます。

（1）子どもの育ちと子育て（基本計画各章各節の「めざす姿」を抜粋しています。）

・まち全体で子育てを応援し、安心して子育てができる環境や仕組みをさらに充実させていきます。
・未来に活躍する子どもたちがまちに愛着をもって、健やかに育つまちづくりを進めます。
・子どもたちが自らの力で未来を切り拓く力を育む教育を実践します。
・子どもをはじめ、様々な世代のふれあい・交流を育む場づくりを進めます。

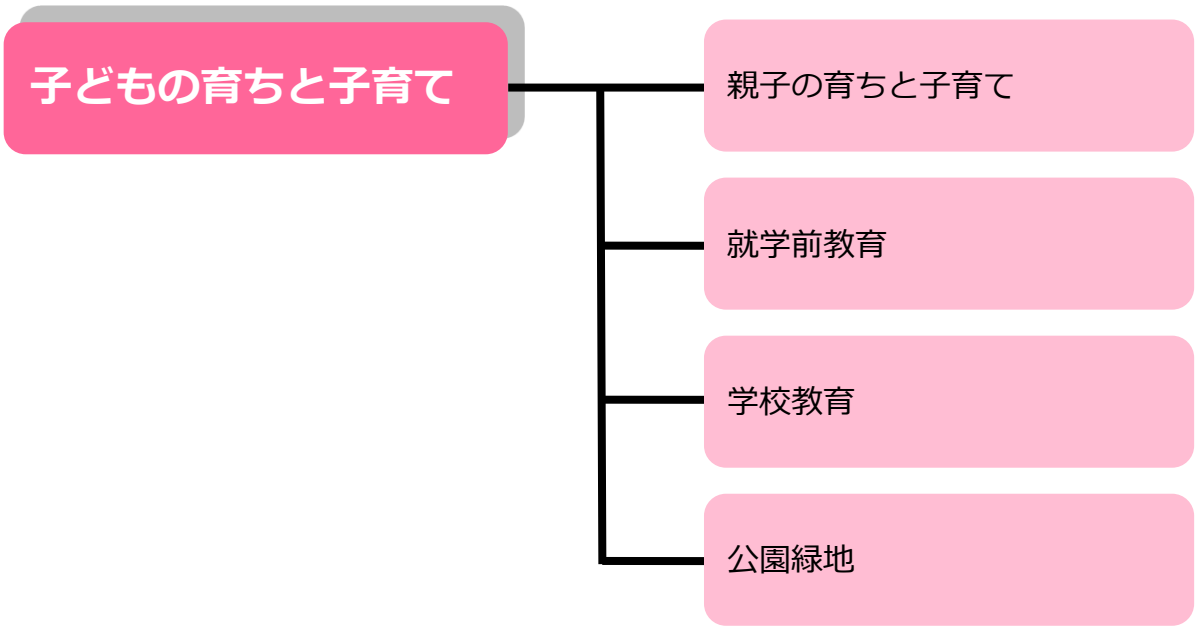

（2）生涯学習・協働

・先人から受け継いだ貴重な歴史・文化・伝統・自然をまち全体が一体となって守り、活用していきます。
・町民、そしてまちにかかわる各主体の人材を育成し、その参加と協働で多様なまちづくりの取組を進めていきます。
・子どもから大人までスポーツを楽しむまちづくりを進めます。

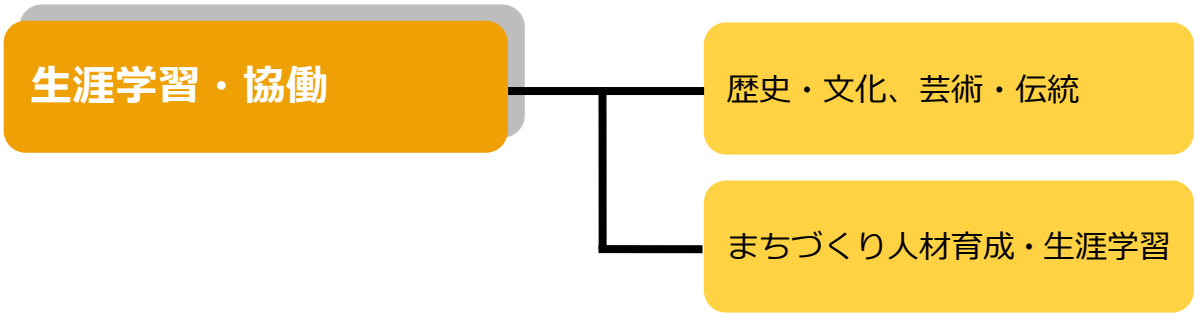

（3）安全・安心・健康

・町民の誰もが安心して暮らし続けられるよう、防災・減災に取り組むとともに、新たな感染症への対応も含めた危機管理体制の強化を図ります。

・町民一人ひとりが安全なまちづくりに取り組む意識をもち、誰もが安心して過ごすことのできる生活環境をつくります。

・人生 100 年時代を健康で、安心して暮らすことができるよう、健康・医療関係機関などと連携した、町民の健康づくりを支える取組を進めます。

・保健・福祉・医療や地域の関係者が一体となって、地域で支えあう地域福祉の充実（地域包括ケアシステムの構築）とともに、困難を抱える人・世帯を取り残さない支援体制を整備します。

・高齢になっても、また、障がいのあるなしに関わらず、誰もが安心して、住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくり（地域共生社会）を進めます。

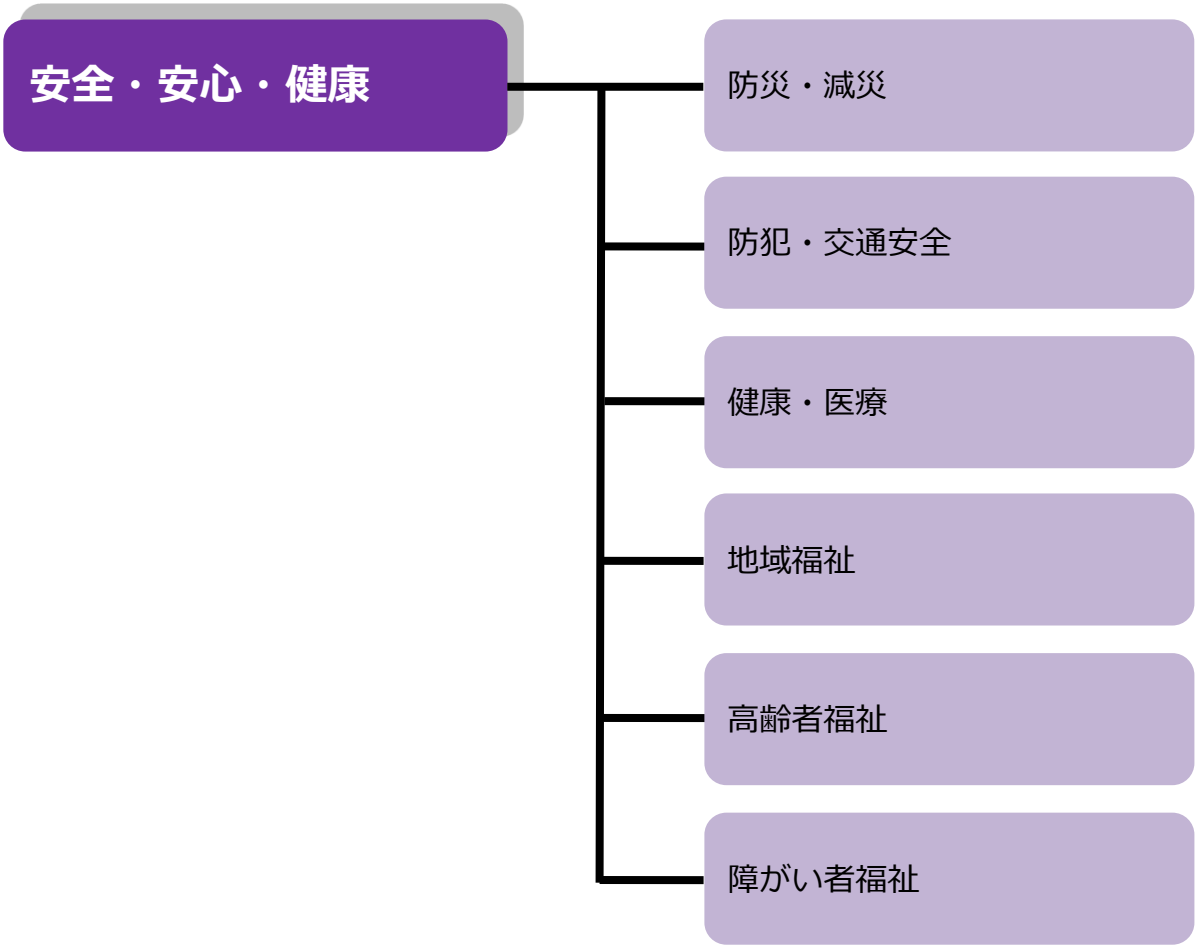

（4）環境・コミュニティ

・地域・家庭・事業所など、生活の様々な場面で人権意識・平和意識の向上に取り組み、人権意識の高い、明るいまちづくりを推進します。

・自治会活動を中心としたまちづくり活動を支援し、自ら課題解決や地域の活性化に取り組む、主体的で活発なコミュニティ活動を育みます。

・町民の主体的な意識と取組を基本とした、安全な消費活動を育みます。

・多様な文化を理解するとともに、互いに尊重し合う意識をもち、グローバル時代に活躍できる人材を育成します。

・町民との協働による環境保全や資源循環の活動を推進し、まちぐるみで資源循環の仕組みづくりと低炭素化を実現するまちづくりを進めます。

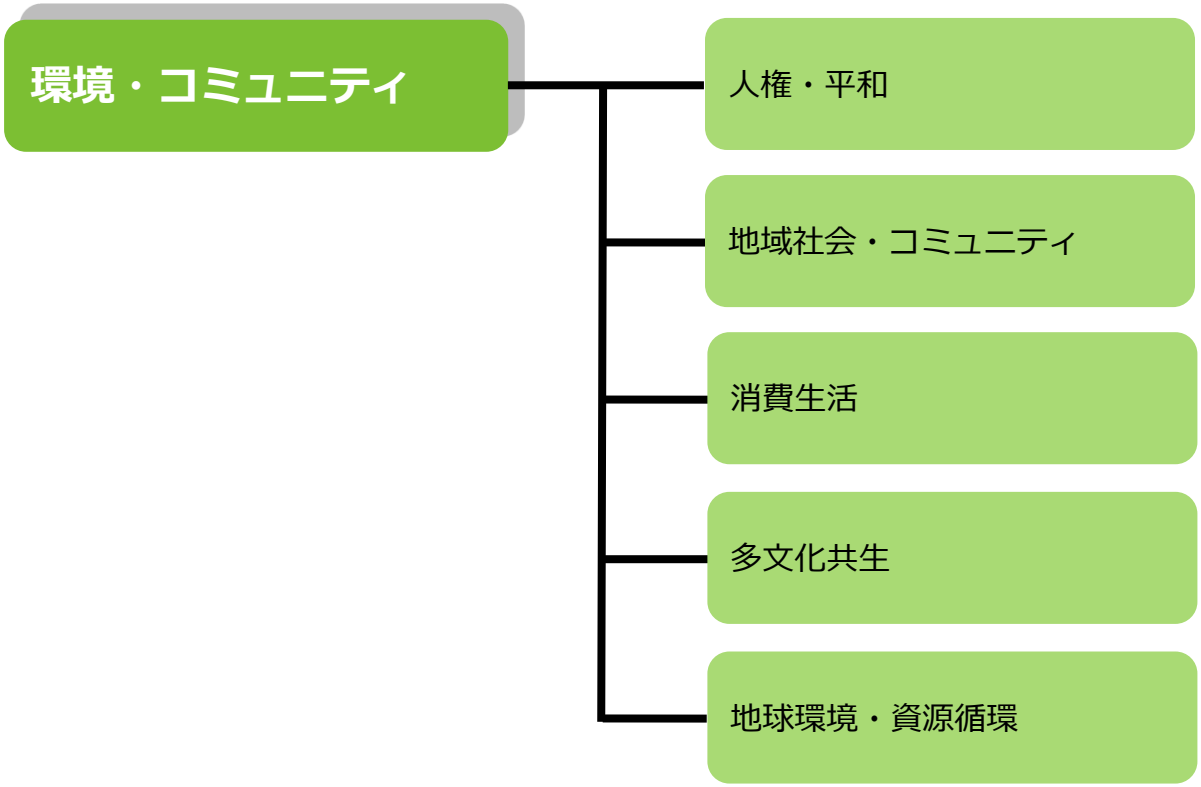

（５）まちの活力

・担い手の確保・育成・集積を促進し、安定的で将来に希望のもてる農業の育成と健全な農地の維持・継承を図ります。

・防災や環境問題、憩いの提供など森林のもつ多面的な役割を重視し、新たな林業振興の可能性の追求と適正な森林の保全を図ります。

・農林業、商工業、観光など多様な産業との連携を強化し、まちの立地環境や地域資源を活かした新たな事業所の創業、製品開発や経済循環を通じた既存事業所の活性化を図ります。

・エコツーリズムをはじめ、ポストコロナの新しい時代ニーズに合ったまちの環境・資源を活用し、回遊性や経済効果のある観光振興を推進します。

・地域の利便性や魅力の向上、何度も訪れたくなる仕掛けづくりなど、多賀大社を中心とした中心市街地のにぎわいづくりを推進します。

・産業の活性化や新規創業の支援を通じて多様な雇用機会を創出し、町民の安定的な生活の確保を促進するとともに、地元企業の人材確保を支援します。

・産業団地への立地企業をはじめとする本町内事業所との信頼関係の構築と事業環境の向上、新たな用地の確保により、既存企業の定着と新たな企業の誘致を推進します。

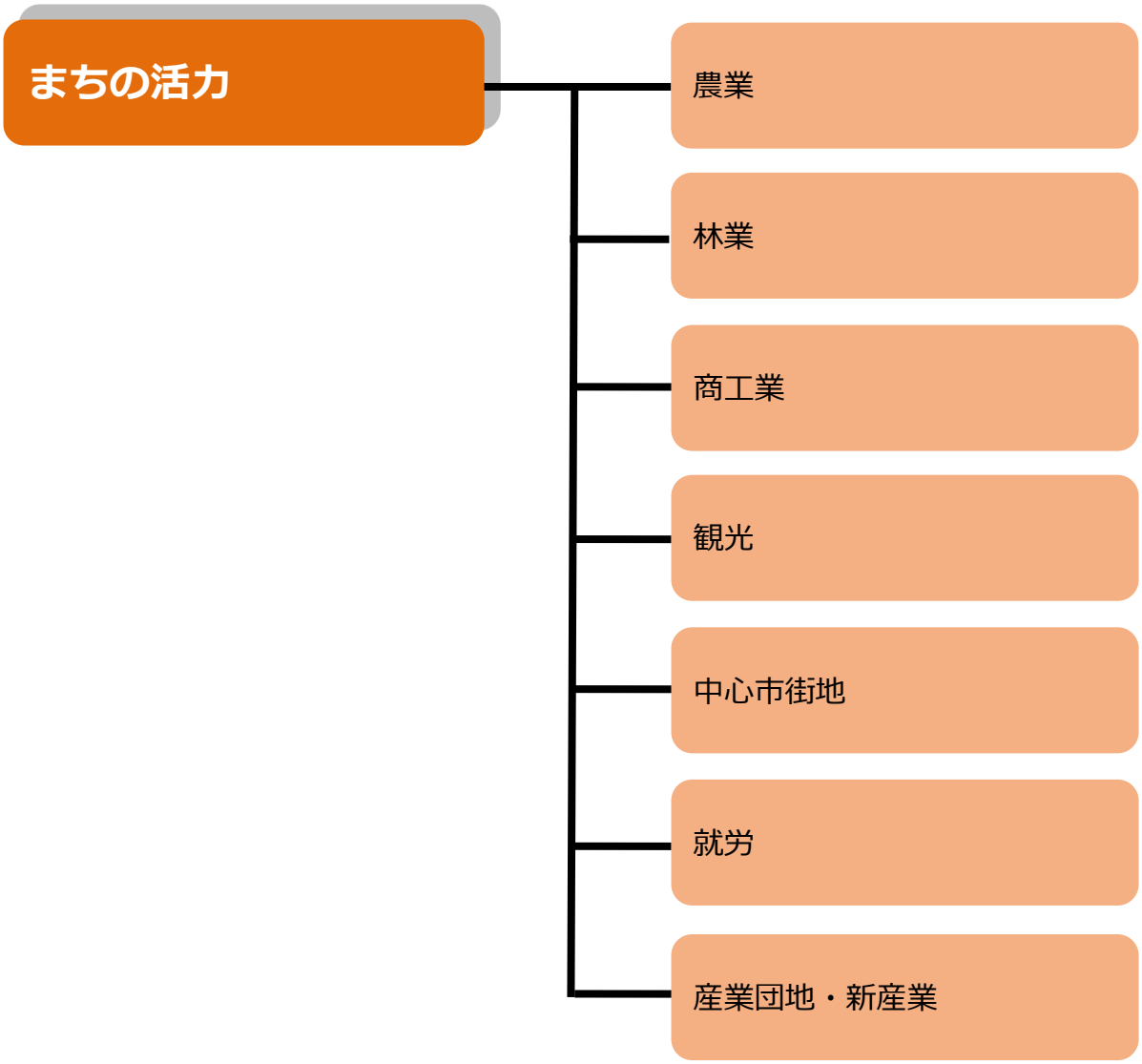

（６）都市基盤・住環境

・誰もが利用しやすい公共交通の確保・維持に努め、町民や生活者が安心して日常活動・移動できる環境を構築します。

・効率的な経営と施設の維持管理により、生活の基本的な基盤として、上水道・下水道サービスの安定供給を図ります。

・本町と隣接都市の生活拠点へのアクセスなど、生活基盤としての道路の維持管理を図ります。また、国・県道や景観に配慮した道路など、地域の活性化と魅力づくりにつながる道路の整備を促進します。

・水害対策の充実と環境保全により、安全を基本に、身近な憩いの空間として親しまれる河川の整備を推進します。

・まちの個性・魅力を発揮する良好な景観を町民とともに保全・形成し、まちの自然・風土・歴史を次代に継承します。

・町民との協働により良好な住環境の維持・向上を進めるとともに、増加する空き家の活用による若年層の受け皿づくりなど、新たな定住人口の確保に向けた取組を推進します。

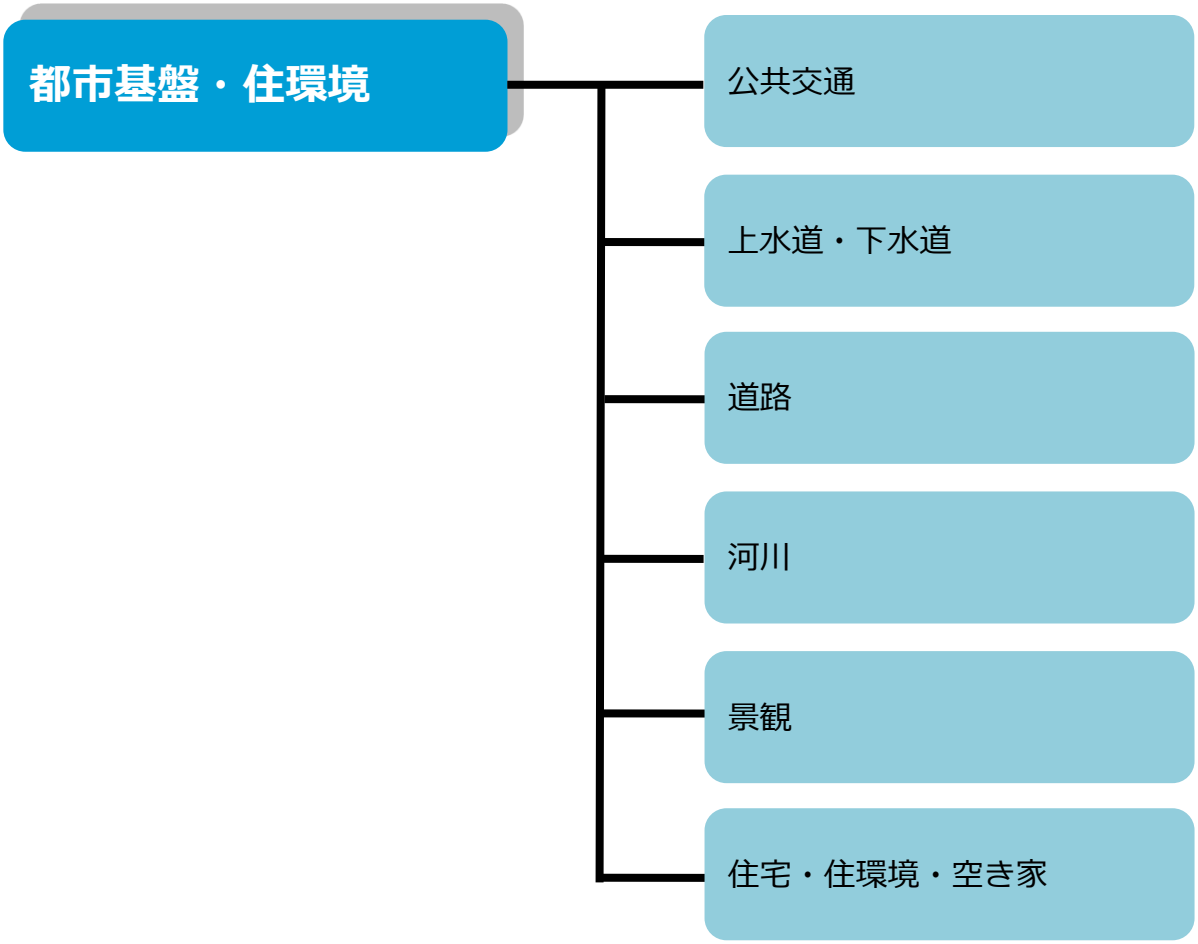

（７）行財政

・激動する社会潮流や多様化・複雑化する町民ニーズに対応し、限られたまちのリソース（人的資源、資産、財源など）で効率的に運営できる行政システムの構築を図ります。

・町民をはじめ、まちづくりにかかわるあらゆる主体との協働・連携により、相互の信頼を高めるとともに、効果的な施策や取組の推進を図ります。

・湖東圏域による取組をはじめ、複数自治体の協力によって公共サービスの効率化や地域の魅力の向上につながる広域連携の推進を図ります。

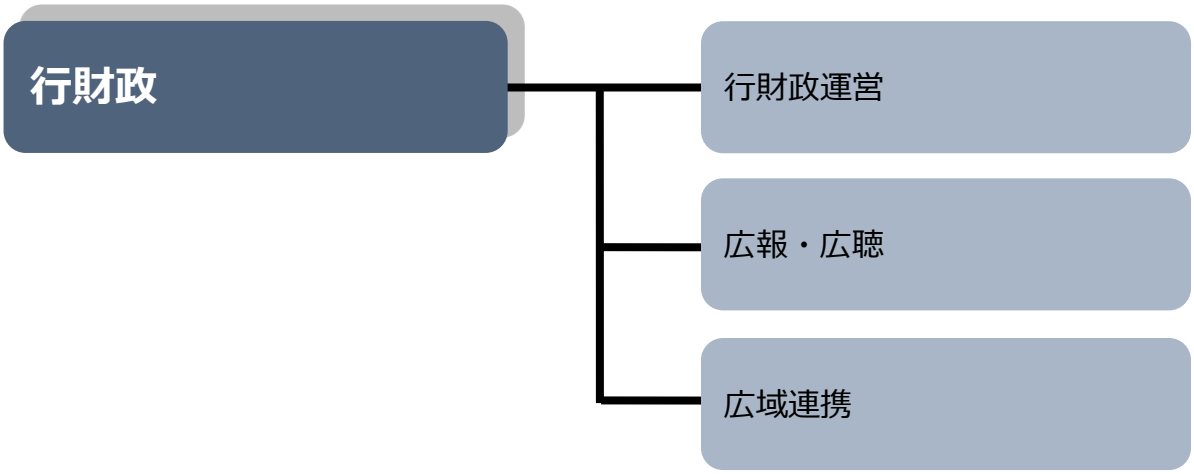

前期基本計画

はじめに１　前期基本計画の構成

○前期基本計画は、次の体系で構成しています。

政策	施策項目
第１章　子どもの育ちと子育て	第１節　親子の育ちと子育て
	第２節　就学前教育
	第３節　学校教育
	第４節　公園緑地
第２章　生涯学習・協働	第１節　歴史・文化、芸術・伝統
	第２節　まちづくり人材育成・生涯学習
第３章　安全・安心・健康	第１節　防災・減災
	第２節　防犯・交通安全
	第３節　健康・医療
	第４節　地域福祉
	第５節　高齢者福祉
	第６節　障がい者福祉
第４章　環境・コミュニティ	第１節　人権・平和
	第２節　地域社会・コミュニティ
	第３節　消費生活
	第４節　多文化共生
	第５節　地球環境・資源循環
第５章　まちの活力	第１節　農業
	第２節　林業
	第３節　商工業
	第４節　観光
	第５節　中心市街地
	第６節　就労
	第７節　産業団地・新産業
第６章　都市基盤・住環境	第１節　公共交通
	第２節　上水道・下水道
	第３節　道路
	第４節　河川
	第５節　景観
	第６節　住宅・住環境・空き家
第７章　行財政	第１節　行財政運営
	第２節　広報・広聴
	第３節　広域連携

はじめに２　前期基本計画の読み方

〇前期基本計画は、次の項目で構成しています。

７つの政策を進めていくための分野別の施策の名称を示しています。

第１節　親子の育ちと子育て

めざす姿

〇地域社会全体で子育てを応援する気運が醸成され、地域の中で安心して子どもを産み育てられる環境が整

・町民、地域、団体、事業者、行政など、本町のまちづくりにかかわるあらゆる主体が協働し、あるいはそれぞれの役割を果たすことで、基本計画の期間経過後（5 年後）、その節（分野）で「だれをどんな状況（状態）にしたいか」「まちをどんな状況（状態）にしたいか」を表しています。

成果を共有するための指標

〇子育て支援が充実していると思う比率

・取組施策を実行・実施することで、その節の「めざす姿」にどこまで近づいたか、あるいはどんな成果があったかを共有するため、わかりやすく示す統計データや調査データです。

・指標は計画が進まない責任を追求するためのものではなく、進まなかった要因や取組施策の効果を明らかにし、計画の円滑な推進や見直しにつなげていくための道標（みちしるべ）です。

課題

〇地域コミュニティの希薄化による子育て家庭の孤立化や不安感が増大しています。就園前の保護者が安心

・社会潮流や本町の現況について、データなどを踏まえて説明し、それに対して本町が取り組まなければならないことを示しています。

・「問題点＝課題」ではありません。「めざす姿」「成果指標」と本町の現状のギャップを埋める（＝問題を解決・解消する）ための目標が「課題」です。

基本方針

〇就園前の子ども・保護者の居場所や仲間づくりの場所を創出します。

・課題を改善・解決するための方向性を示しています。例えば「緑を増やす」のに、植樹をするのか、今ある緑を守るのか、増やすのかという方向性、また、田畑を守るのか、建物を緑に彩色するのか、その主な方法を表します。

取組施策

	施策	主な取組
1	子育て環境づくりの推進	・子育て広場・子育て支援教室の充実や、子育て支援サークルなどとの連携を推進します。
2		

・「めざす姿」「成果を共有するための指標」を実現するために実施を予定する、あるいは今後実施すべき主な取組を示しています。

はじめに３　持続可能な開発目標（SDGs）との関係

・持続可能な開発目標（SDGs）は、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2016 年から 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

・SDGs は発展途上国だけでなく、先進国が取り組むユニバーサル（普遍的）なものでもあり、日本も国として積極的に取り組んでいます。SDGs 達成に向けて政府が定めた「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（2016 年 12 月）では、地方自治体の各種計画に SDGs の要素を最大限、反映することが奨励されています。

・持続可能な世界を実現するための 17 のゴールは、次のような項目になっています。

◆SDGs の 17 のゴールと自治体行政の関係◆

目標（Goal）	自治体行政が担う役割
	1．貧困をなくそう 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての住民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
	2．飢餓をゼロに 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
	3．すべての人に健康と福祉を 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
	4．質の高い教育をみんなに 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
	5．ジェンダー平等を実現しよう 自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
	6．安全な水とトイレを世界中に 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
	7．エネルギーをみんなにそしてクリーンに 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民の省／再エネ対策の推進を支援する等、安価、効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。

目標（Goal）	自治体行政が担う役割
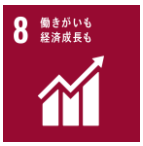	8．働きがいも経済成長も 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
	9．産業と技術革新の基盤をつくろう 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たなイノベーションを創出することにも貢献することができます。
	10．人や国の不平等をなくそう 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
	11．住み続けられるまちづくりを 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
	12．つくる責任つかう責任 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや 3R の徹底など、住民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
	13．気候変動に具体的な対策を 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
	14．海の豊かさを守ろう 海洋汚染の原因の 8 割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
	15．陸の豊かさも守ろう 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
	16．平和と公正をすべての人に 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
	17．パートナーシップで、目標を達成しよう 自治体は公的／民間セクター、住民、NGO／NPO などの多くの関係者を結びつけ、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

・本町が掲げる前期基本計画と「持続可能な開発目標（SDGs）」との関係は、次のように整理することができます。

			SDGs																
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
			貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさも守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで、目標を達成しよう
第1章　子どもの育ちと子育て																			
	1	親子の育ちと子育て	●		●	●	●												
	2	就学前教育				●													
	3	学校教育				●	●							●					
	4	公園緑地							●										
第2章　生涯学習・協働																			
	1	歴史・文化、芸術・伝統				●													
	2	まちづくり人材育成・生涯学習				●								●				●	●
第3章　安全・安心・健康																			
	1	防災・減災											●						
	2	防犯・交通安全											●						
	3	健康・医療			●														
	4	地域福祉	●		●														
	5	高齢者福祉			●														
	6	障がい者福祉			●														
第4章　環境・コミュニティ																			
	1	人権・平和					●					●						●	
	2	地域社会・コミュニティ																●	●
	3	消費生活												●		●			
	4	多文化共生										●							●
	5	地球環境・資源循環							●				●	●	●	●	●		
第5章　まちの活力																			
	1	農業		●						●	●			●					
	2	林業		●						●	●			●					
	3	商工業								●	●			●					
	4	観光								●	●			●					
	5	中心市街地								●	●								
	6	就労	●							●									
	7	産業団地・新産業								●	●								
第6章　都市基盤・住環境																			
	1	公共交通											●						
	2	上水道・下水道						●					●						
	3	道路											●						
	4	河川		●				●					●			●			
	5	景観											●						
	6	住宅・住環境・空き家											●						
第7章　行財政																			
	1	行財政運営	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2	広報・広聴					●					●							
	3	広域連携														●	●		●

第１章

子どもの育ちと子育て

施策項目	対応する SDGs17 のゴール
第１節　親子の育ちと子育て	1 貧困をなくそう　3 すべての人に健康と福祉を　4 質の高い教育をみんなに　5 ジェンダー平等を実現しよう
第２節　就学前教育	4 質の高い教育をみんなに
第３節　学校教育	4 質の高い教育をみんなに　5 ジェンダー平等を実現しよう　12 つくる責任つかう責任
第４節　公園緑地	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに

第１節　親子の育ちと子育て

めざす姿

〇地域社会全体で子育てを応援する気運が醸成され、地域の中で安心して子どもを産み育てられる環境が整い、子育て家庭が大きな不安や負担を感じることなく、子どもたちが健やかに育っています。

○心身の変化が著しい妊娠・出産期を父・母としての自覚をもち、健康な生活を送るとともに、安心して妊娠・出産し、ゆとりをもって子育てできるよう、妊娠期からの継続した支援の充実を図ります。

成果を共有するための指標

〇子育て支援が充実していると思う比率

課題

〇地域コミュニティの希薄化による子育て家庭の孤立化や不安感が増大しています。就園前の保護者が安心し、子育ての悩みを相談しやすい環境づくりが必要です。

〇子育て相談の増加、支援体制の充実が必要です。

〇子どもの居場所づくりや不登校、いじめなどへの対応が必要です。

〇家庭教育は、子どもが基本的な生活習慣や生きていくために必要とされる力を身につける上で重要な役割を担っており、家庭教育向上のための支援を行う必要があります。

〇子どもたちの朝食の欠食、栄養素摂取の偏り、肥満の増加などの食に関する問題が多様化、深刻化し、生涯にわたる健康への影響が懸念されており、子どもたちの健やかな心と身体の育む取組を進める必要があります。

〇進学や就職などによる若者流出による人口減少が懸念され、定着や地元への回帰率を高めるために幼児期から郷土愛を育む取組を行う必要があります。

〇本町では、健康な妊娠・出産を迎える上で最低限必要な１４回の妊婦健康診査について、　全額補助を行っており、今後も安心して妊娠・出産を迎えられるように妊婦健康診査の補助の継続が必要です。

〇子育て支援を充実させることで、若い世代の自然増、社会増を促進することが課題であり、不妊治療助成の充実や医療費負担の軽減が必要です。

〇全国的な少子化傾向に対し、本町では住宅開発に伴う転入による家庭の子どもが増加していますが、本町の自然を活かした心豊かな子育てができる場を豊富に用意する必要があります。

〇近年、少子化に加え、急速な都市化の進展に伴う社会環境の急激な変化により核家族化が進んでいることから、人との繋がりが地域はもとより家庭内でも希薄化し、子どもの居場所がインターネット上のＳＮＳなどが主となってきています。それに伴い子どもが犯罪や事故の被害者・加害者になる事案も多く、また低年齢化傾向となってきています。

〇仕事と子育ての両立に係る負担感の増大が少子化の一因とされ、負担感の緩和・除去が必要です。

基本方針

〇就園前の子ども・保護者の居場所や仲間づくりの場所を創出します。

〇保護者同士のつながりや地域とかかわる機会を増やします。

〇子ども家庭応援センターを拠点にした取組を強化します。

〇学校・園・子ども家庭応援センター・地域の連携体制の強化を図ります。

〇家庭教育向上のための支援を行います。

〇木のおもちゃ・遊具とふれ合う機会を増やすことで、木の良さを体験してもらい、林業への関心を高めます。

〇多賀町健康推進員などとの連携を通じて、家庭における農業や食への関心を高めます。

〇妊婦高血圧症候群や貧血の早期発見など妊婦と胎児の健康の保持・増進を図るために、妊婦健康診査について受診の促進を図るとともに、定期妊婦健康診査に係る費用を助成します。

〇少子化対策として、滋賀県と連携した特定不妊治療助成、本町独自の人工授精助成を実施していきます。

〇安心して、子育てができ、必要な時に必要な医療を受けることができるよう義務教育期における医療費の補助を行います。

〇子どもたちが様々な自然体験のできる活動機会を設けます。

〇青少年の健全育成にかかわる関係機関との情報・連絡・啓発活動などを行うことにより連携強化を図ります。

〇家庭でのインターネットなどのルールを作ることで、適切な使用について考え犯罪の防止に努めます。

〇保護者が安心して子どもを預けられる学童保育の環境整備や体制の構築を図ります。

取組施策

施策		主な取組
1	子育て環境づくりの推進	・子育て広場・子育て支援教室の充実や、子育て支援サークルなどとの連携を推進します。 ・子育て（発達）相談しやすい環境づくりを進めます。 ・子育て応援ハンドブックやにこにこメールなどによる情報発信を強化します。
2	子育て支援体制の充実	・臨床心理士などの専門職の配置を図り、子育て相談を実施します。 ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用を図り、こどもの心のケア、保護者の相談にあたります。 ・虐待や経済困窮などから支援が必要な家庭を早期に把握するとともに、適切な支援を進めます。 ・不登校への支援を行うため、適応指導教室の充実を図ります。
3	家庭教育の推進	・保護者を対象とした講座や研修会の開催など、子育てに関する情報提供や保護者同士がふれあう場づくりを進めます。
4	木育・食農育の推進	・木とふれ合うイベントを開催し、木の良さを普及するとともに、消費者の声や新商品の開発を行います。 ・食の大切さや地産地消を伝えるとともに、農業への関心を高めることを目的に農業体験・食育の機会を提供します。 ・多賀町青少年育成町民会議などと連携し、木育・食育の推進を図ります。
5	妊婦健康診査の推進	・妊婦健康診査の補助を継続します。 ・子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠届出時に保健師による問診、聞き取りを実施し、支援が必要なケースについては、妊娠期からの介入・支援を実施します。
6	不妊治療費助成の推進	・滋賀県と連携した特定不妊治療費の助成を実施します。 ・人口授精に係る費用の助成を実施します。
7	医療費負担の軽減	・子どもを安心して産み育てるにあたり、医療費の助成が担う役割は大きく、小学生、中学生の間について、切れ目ない支援を推進します。
8	体験活動の推進	・既存のネイチャークラブ、発明クラブなどの子ども教室を主として、新たな子ども体験事業（教室）の創設や地域の子ども会活動の支援など、すべての子どもが平等に参加できる体制づくりをめざします。
9	青少年の健全育成	・多賀町青少年育成町民会議を中心に、行政、学校、事業所、警察の関係機関の連携を強化し、防犯意識を高めます。 ・インターネットやスマートフォンの使用に関する保護者向け研修会などを実施し、子どもの模範となる大人の正しい知識習得を促進します。 ・子どもの長期休暇中の防犯チラシを配布します。
10	学童保育施設の充実	・新たな施設の整備とメニューの充実を図ります。 ・研修を通じ、指導員のスキルアップを図ります。

第２節　就学前教育

めざす姿

〇利用者ニーズに則した就学前教育や保育が受けられ、子どもたちが健やかに育っています。

成果を共有するための指標

〇就学前教育が充実していると思う比率

〇保護者アンケートにおける満足度（KPI）

課題

〇仕事と子育ての両立に係る負担感や子育ての負担感の増大が少子化の一因とされ、負担感を緩和・除去することが必要です。

〇子どもの健やかな育ちに必要となる集団生活や同年齢・異年齢の幼児と主体的に関わる機会の確保が求められています。

〇各園で特色ある幼児教育が実施されることで、生きる力や小学校以降の学びの基盤を培っていくことが必要です。

〇ライフスタイルや就業形態の多様化を踏まえ、延長保育など保育需要に合わせた保育体制を構築していく必要があります。

基本方針

〇各園の特徴を活かし、生きる力を育みます。

〇子どもにとって居心地の良い場所を提供します。

〇保護者が安心して子どもを預けられる環境整備や体制の構築を図ります。

取組施策

施策		主な取組
1	就学前教育・保育内容の充実	・保育園、こども園では 0 歳児から 5 歳児までの乳幼児、幼稚園では 3 歳児から 5 歳児までの幼児がともに育ちあう園づくりに取り組みます。 ・大滝たきのみやこども園では、園庭や高取山を活用した自然保育の取組の充実を図ります。 ・計画的な職員雇用と人材育成を図ります。
2	就学前教育・保育環境の充実	・多賀幼稚園の幼保連携型認定こども園への建替に着手し、幼児教育施設の充実を図ります。

第３節　学校教育

めざす姿

○学校・家庭・地域が連携し、一人ひとりの個性を尊重したこれからの時代を見据えた教育により、子どもたちが確かな学力と豊かな心、健やかな体を育み、自らの力で未来を切り拓く力を身につけています。

○地域に関する授業や体験学習活動により、自分が生まれ育った地域への愛着と誇りをもった子どもが育っています。

成果を共有するための指標

○学校教育が充実していると思う比率

○保護者アンケートにおける満足度（KPI）

課題

○新学習指導要領のもと、個々の発達段階に合わせた主体的な学びによる知識や技能の習得を図ることが必要です。

○社会の変化に適応できる人材の育成が必要です。

○外国語学習の充実と ICT のさらなる活用が必要です。

○接続カリキュラムに基づき、体験入学などを通じて、就学前、小学校、中学校の各段階における円滑な移行に取り組み、児童・生徒が落ち着いた状態で学べる環境を実現してきました。こうした成果を活かすとともに、教科化された道徳教育の考え方を踏まえ、子どもが自ら考える力を育むこころの教育を一層充実していくことが必要です。

○若手教員が増えており、経験不足を補う人材育成の仕組みの構築とすべての教員が資質向上をめざして研修を積み重ねることが必要です。

○学校・園に対する要請の多様化に伴い教職員の負担が拡大しており、働き方改革の視点からも、教職員が意欲とゆとりをもって子どもに接することのできる環境づくりが必要です。

○生活の多様化に伴い、偏食や朝食をとらない子どもも増えていると言われ、生涯を通じて心身の健康を図るためには、子ども時代から健全な食生活に対する意識を身につけていくことが必要です。

○多くの子どもたちが森林や森林にかかわる人々に接する機会が少なくなり、森林の大切さや魅力を知ることができなくなっています。また、生活スタイルや子どもをとりまく環境の変化により、野外での自然体験や実物にふれることによる学びの機会も減少しており、体験を通じた学習機会の充実が必要です。

○子どもたちが、日常的に本や新聞を読む機会が減ってきている一方、スマホなどによるインターネット利用が増えており、情報機器の適切な利用も含め、子どもたちの創意工夫と学習意欲を育むとともに、学習活動に役立つ資料づくりを進めるため、学校図書室の図書や資料の充実と利用促進を図ることが必要です。

○図書の読み聞かせや花壇の整備など、学校支援ボランティアが各分野で活躍し、子どもの体験の場づくりなどにつながっています。一方、新しい住宅地などでは、地域の歴史や文化を知らない子どもが増えており、地域のことを学ぶ場づくりが必要となっています。

○今後、一部地域においては児童・生徒の増加が予想されており、適正な教育環境を確保する必要があります。

○情報社会の深化やグローバル化の進展など社会環境の変化に対応した教育が実践できる環境を整備していくことが必要です。

基本方針

〇子どもたちが主体的に学ぶ姿勢や学習習慣の定着を図り、学力向上のため、教育内容の充実を推進します。

〇英語教育や情報教育を充実させ、国際力・多様な課題を解決できる力の習得を促進します。

〇就学前、小学校、中学校の教職員の協働により、本町の特徴ある取組として各教育機関が連携した教育の充実を図ります。

〇道徳教育を通じて、命や自然を大切にできる心を養います。

〇教員が意欲をもち、確かな指導技術で教育活動に取り組むことができる仕組みの充実を図ります。

〇地域などとの役割分担や外部人材の活用など、校務の効率化による教育体制の充実を推進します。

〇給食を通じた健康増進や食生活の改善を図ります。また、地元食材の活用や郷土料理の提供により、まちへの愛着を醸成します。

〇多賀町健康推進員と連携をとり、食の大切さや健康な体づくりに関する知識を伝えます。

〇小学生を中心に森林環境学習を実施し、森林の大切さや魅力を伝えます。

〇子どもたちが、ネットと比べると本や新聞などがもつ情報の多様性や確実性を理解できるよう情報リテラシー教育の充実を図ります。

〇本町の自然を活用した実習や、多賀町立博物館の所蔵する標本を利用することによって、体験的学びの機会を提供します。

〇学校支援ボランティアなどとの連携により、児童・生徒の地域への愛着を育みます。

〇児童・生徒数の変化に適切に対応するとともに、「次代に活躍できる教育」の実践に向けた教育環境の充実を図ります。

取組施策

施策		主な取組
1	義務教育内容の充実	・サタスタ（土曜講座）や放課後学習など、補充学習の充実を図ります。 ・講師や学習支援員の配置を進めます。 ・多賀町立図書館と連携した読書活動の充実を推進します。
2	次代に活躍できる教育の推進	・ALT（外国語指導助手）を小中学校に１名ずつ配置し、効果的に活用することで英語教育の充実を図ります。 ・プログラミング学習など、時代に即した授業に ICT の活用を図ります。 ・タブレットの配備やＩＣＴサポーターの配置などにより、プログラミングの授業など学校においてさらなるＩＣＴの活用を図ります。 ・「やまのこ」（体験学習）などの地域の視点を活かした総合学習を進め、体験機会の充実を図ります。
3	就学前・小中学校の教育連携の充実	・就学前、小学校、中学校の連携した教育をさらに強化し、進学に際しての児童・生徒の状況把握や継続的な生活習慣の指導など、知・徳・体の育成における教育連携を推進します。
4	こころの教育の推進	・子どもの発達段階に応じた道徳授業を展開するとともに、生活指導と結びつけて実践を図ります。 ・身近な生活場面において、子どもが自ら考える力を育む教育を推進します。
5	教育人材の育成・外部人材の活用	・各分野における先進地視察研修を実施し、町全員研修会において伝達講習を行い広めることで若手教員の育成と全教員の資質向上を図ります。 ・学校全体での業務の見直しや関係機関や地域との連携、外部人材の活用などにより、効率的な体制の構築を図ります。 ・個々の発達に合わせた学習支援員の配置により、きめ細やかな指導を図ります。
6	給食などを通じた食育の推進	・食に関する実践的な授業や給食を通じて、子どもの健康な体づくりと食生活の充実を図ります。 ・農作業体験や生産者との交流機会を通じて、食や地域に対する子どもの感謝の気持ちや愛着を育みます。 ・給食献立検討委員会や生産者と情報を共有し、給食における地産地消を推進します。
7	環境学習の推進	・小学校４年生を対象に、森林をはじめとする環境に理解を深めるとともに、人と豊かにかかわる力を育むため、森林体験交流施設「高取山ふれあい公園」やその周辺森林を使った体験型の学習を展開します。 ・生涯学習施設において、環境への理解への理解を深める事業を実施します。
8	図書館を活用した読書活動の充実	・学校図書室を活用しての読書活動の充実を図り、子どもたちにとって魅力ある図書室の環境づくりを進めます。 ・子どもたちの読書・学習活動の活発化のために、読書活動に向かうことのできる機会を増やし、魅力的な情報発信の強化を図ります。
9	子どもの体験機会の充実	・親子あるいは小・中学生を対象とした講座・自然観察会の充実を図ります。 ・小中学校と連携し、多賀町古代ゾウ発掘プロジェクトの発掘現場を利用して理科実習の場を提供します。 ・小中学校と連携し、大岡高塚古墳などの遺跡や昔の生活の道具・記録を教材として、地域の歴史について体験や実習ができる機会を提供します。
10	地域との連携の強化	・学校教育に協力・参画する学校支援ボランティアとの各分野における連携を強化し、子どもの多様な体験や地域を学ぶ機会の充実を図ります。 ・地域のことを調査研究し、郷土を学ぶ資料や教材を作成します。
11	教育環境の充実	・児童・生徒数の増加に対応し、適正な教育環境の確保を図ります。 ・プログラミングなど ICT 学習や英語学習などに対応した設備・機器などの一層の充実を図ります。

第４節　公園緑地

めざす姿

〇新たな公園の整備を行い、子どもから高齢者まで、地域内外の多世代間交流が促進されています。

〇公園・緑地が、世代を問わず利用するすべての人が心から憩い集える場となっています。

成果を共有するための指標

〇公園・緑地が充実していると思う比率

課題

〇令和元年度に実施した町民アンケート調査では、「公園や広場、レクリエーション施設の充実度」の評価が低くなっています。本町には大型遊具のある、子どもが楽しく、安心して遊ぶ広い公園がなく、新たな公園を整備し、充実を図る必要があります。

〇老朽化が進む公園施設などもあり、安全管理を行い、老朽化対策を行う必要があります。

〇遊具の老朽化や草刈り作業など、公園・緑地の維持管理を効率的に進める必要があります。

基本方針

〇新たな公園の整備を行い、子どもから高齢者まで、地域内外の多世代間交流が促進される場づくりをめざします。

〇既存公園施設の安心・安全の向上を図ります。

〇町民ニーズや安全性などを踏まえ、公園・緑地の効率的な維持管理を推進します。

取組施策

施策		主な取組
1	新たな公園の整備	・地域内外の多世代間交流が促進される公園の整備を行います。
2	公園の安全管理	・遊具・施設について、適切に点検を実施し、必要に応じて改修を行います。
3	公園・緑地の整備・維持管理	・雑草が繁茂しないよう定期的な除草作業を行い、利用者が利用しやすい公園の維持を図ります。

第２章

生涯学習・協働

施策項目	対応する SDGs17 のゴール
第１節　歴史・文化、芸術・伝統	4 質の高い教育をみんなに
第２節　まちづくり人材育成・生涯学習	4 質の高い教育をみんなに　12 つくる責任 つかう責任　16 平和と公正をすべての人に　17 パートナーシップで目標を達成しよう

第１節　歴史・文化、芸術・伝統

めざす姿

○先人から受け継いだ貴重な文化財を守り活用していこうという意識が根づき、文化財を含めた周辺環境の保護・整備・活用を行政だけではない町民と一体となった取組が進んでいます。

○本町の歴史・文化・自然に関する事物・情報が適切に収集・管理され、地域振興の資源として活用されています。

成果を共有するための指標

○各種講座や講演会への参加人数

課題

○本町には、多賀大社をはじめ、多くの遺跡や化石などの文化財が存在しています。これらの文化財が、町民の大切な財産であり、今日まで引き継がれてきたことを誇りに思う町民の意識を醸成するため、行政と町民が連携・協力できる体制づくりが必要です。

○また、基礎的な史料の収集は進みつつありますが、今後、保存活用について適切な評価を行うため、町民の認識を高め、継続的に現存する未指定文化財の収集、調査を実施し、保存活用を行う必要があります。

○埋蔵文化財の分布調査については、平野部においては把握できていますが、山間部などの地域においては十分に把握しきれておらず、山間部などの調査への取組が必要です。

○本町の歴史・文化・自然を紹介するうえで実物（標本・資料）は最も重要であり、適切な手法による活用が必要です。

○博物館の開館から 20 年が経過し、常設展示室の資料の劣化や解説に不適切な部分が生じているため、計画的にリニューアルを進める必要があります。

○近年の文化財への考え方が保存重視から地域・観光振興への活用へと推移してきていることから、文化財を発信・活用することを通じ、町民や関係団体などがその価値を正しく理解し当事者としての意識を高める必要があります。

○本町には自然に関する貴重な事物が数多くあり、その価値を明確に位置付け、重要性を広く周知することが必要です。

○町民の学習・文化活動やまちづくりなどの活動に応えるため、資料の充実がさらに求められています。

基本方針

○まちづくり活動と連携した文化財の保存活用を図ります。

○伝統文化・行事の悉皆調査、継承状況・保存記録の調査・啓発を進めます。

○現状把握を含めた各種調査と詳細な調査ができていない分野の調査を推進します。

○埋蔵文化財の調査や史跡の保存整備を推進します。

○本町と周辺地域との連続性（広がり）があり、さらに本町を特徴づけるトピックを取り上げ、継続的な調査と成果の活用を推進します。

○実物の標本・資料を積極的に用いて、本町の歴史・文化・自然に関する展示を行います。

○埋もれている標本・試料を掘り起こし、再発見するために調査・収集を進め、再評価するとともに展示を行います。

○文化財を保存・継承していくための担い手を育成します。

○文化財の魅力を発信するための普及啓発を図ります。

〇本町の地質・地形、化石・鉱物、動植物などについて、文化財指定などによりその価値を明確にし、保全と活用を推進します。

〇様々な分野から、町民の生活に役立つものや知的要求に十分応えられる魅力的な資料の収集に努めます。

〇新しい時代を見据えた資料の収集のための基準の改定・充実を図ります。

〇資料を活かした地域との積極的なつながりを深める取組を進めます。

取組施策

施策		主な取組
1	文化財の保存活用の促進	・文化財の保存活用を通じて、町民による文化財の掘り起こしと、文化財の活用による保全意識の高揚を図ります。
2	伝統文化の継承	・地域への無関心や人口減少による地域の伝統行事への参加者が減少している祭礼文化・民族芸能を次世代へ継承するため、悉皆調査をはじめとする調査を実施します。 ・本町に残る郷土料理や食文化の調査を継続的に推進します。
3	文化遺産の調査	・建物の荒廃や取り壊しにより、失われつつある貴重な文化財を保存活用のためにも収集・調査を進めます。
4	埋蔵文化財の調査と史跡の保存整備	・埋蔵文化財の把握に努め、調査を進めます。 ・史跡については、「史跡敏満寺石仏谷墓跡保存管理計画」に基づき保存整備を進めます。
5	多賀町古代ゾウ発掘プロジェクトの推進	・本町を特徴づけるジオ・トピックである古琵琶湖層とそこに含まれる化石の調査を通じて、新たな資源の掘り起こしと本町の魅力の発信に取り組みます。 ・多賀町古代ゾウ発掘プロジェクト検討委員会により、プロジェクトが継続的でより広がりのある事業展開になるよう検討し、推進します。
6	企画展による地域資源（歴史・文化・自然）の紹介とＰＲ	・歴史・文化・自然に関するテーマを中心に、標本・資料を活用してオリジナリティーの高い内容の企画展を開催します。 ・企画展の内容は、常設展示室のリニューアルも視野に入れた内容をめざします。
7	多賀町立博物館常設展示のリニューアル	・多賀町立博物館常設展示室の展示内容について、課題と新たな展示案について検討し、リニューアル計画を作成・推進します。
8	自然に関する事物の文化財指定（天然記念物）の推進	・本町に生息している固有種や本町を特徴づける地質・地形、多賀町立博物館が収蔵している模式標本、化石、鉱物、動植物標本を対象に、文化財指定による制約と効果を検証し、推進計画を作成します。
9	図書館サービスの充実	・どのような資料が求められているか、的確に汲み取ることのできる職員のスキルアップを図っていきます。 ・あらゆる機会を捉えて、地域にかかわる資料を確保していきます。そのための情報提供、寄贈・寄付を積極的に求めていきます。 ・様々な魅力をもった資料を幅広く収集し、その魅力を十分に引き出して見せる図書館の棚づくりを進めます。 ・資料を活かした文化活動やまちづくり活動、資料を通じた人々との出会いの場をつくる機会を拡げていきます。

第２節　まちづくり人材育成・生涯学習

めざす姿

○様々な事業が、町民の主体的な参加あるいは町民との協働によって取り組まれ、人材育成とあわせた相乗効果をもたらしています。

○生涯学習施設を拠点として、行政情報や趣味・娯楽まで、町民の知りたいという要求に応えられる仕組みが充実しています。

○「多賀結いの森」に人々が気軽に立ち寄り、集えるような魅力ある空間が創出されています。

○スポーツ環境が整備され健康づくりや競技力向上をめざして子どもから大人までがスポーツを楽しむ町をめざします。

○子どもたちが夢を抱いてスポーツに打ち込み、心身ともに健やかに成長し競技大会で活躍できる環境になっています。

○スポーツ施設を整備し、安心安全な環境の中で活力あるスポーツ活動が展開され、スポーツを楽しむ町民が増えています。

成果を共有するための指標

○町民の参画と協働が充実していると思う比率

○生涯学習が充実していると思う比率

○生涯スポーツが充実していると思う比率

課題

○時代とともに町民の学習ニーズは多種多様化してきています。そのすべてのニーズに対応するには町行政だけでは限界があり、そのためには身近にいる経験者が指導者となり、新たな学習機会を設けていく仕組みづくりが必要です。

○ボランティア講座を開催しても参加者が少なく、人材の確保に向けた新たな工夫が必要です。

○「多賀結いの森」が、地域に愛され、地域の人々が集う魅力ある空間となるため「機会」「場」「情報」の提供が必要です。

○読書活動の推進に積極的にかかわる人たちが減ってきており、気軽に参加できる仕組みづくりが必要です。

○人口減少や高齢化の進行などにより、文化財を保存・継承することが困難な状況が生じており、文化財を保存し継承する担い手の育成が必要です。

○スポーツ推進のための新たな環境づくりを目的に、町民と行政が協働でスポーツ組織のあり方を検討する必要があります。

○公共スポーツ施設（B&G 海洋センター体育館・プール、町民グラウンド、町民テニスコート、屋内多目的運動場、滝の宮スポーツ公園・体育館、大滝武道館）の老朽化が進んでおり、誰もが安心・安全に施設が利用できるよう計画的に整備を進めていくことが必要です。

基本方針

○町民、事業者、外部協力者など、まちづくりの担い手や協働の新たな主体を育成します。

○時代のニーズに応じた新たなメニューと人材を発掘し、幅広い学習機会を支援します。

○ボランティア講座を開催し、新たな人材発掘を進めます。

○新たな世代のニーズに応じた生涯学習講座やサークル活動のための指導者の発掘に努め、町民に提供できる仕組みを整備します。

○地域活動を支援するための地域の情報を発信します。

○町民の多様な学習意欲に応えるべく、幅広い学習の「機会」と「場」の提供に取り組みます。

○「多賀結いの森」について若者世代を含め幅広い世代に関心をもってもらえるよう取り組みます。

○多賀町古代ゾウ発掘プロジェクトを多賀町まるごとミュージアム構想の１つの柱としてより発展させ、子どもからシニア世代までを対象に取組を進めます。

○読書活動の推進にかかわる活動にもっと気軽に参加できるような取組を進めます。

○文化財の魅力を発信するための普及啓発を図り、文化財を保存・継承していくための担い手を育成します。

○既存のスポーツ施設の安心・安全な活用を図ります。

○本町でも全国的に活躍するスポーツ選手が誕生するなど、競技スポーツ推進の取組の成果が見られています。今後も、子どもたちが夢と希望をもってスポーツに打ち込むことが出来るよう各種目の競技力向上や指導者の育成などスポーツの環境づくりを整えます。

○各組織のあり方を明確にし、楽しみながらスポーツができる環境をつくります。

取組施策

施策		主な取組
1	まちづくり人材・団体の育成	・まちづくりにかかわる人材や大学など外部機関と連携し、本町の歴史やまちづくりなどについて学び、自ら実践する学習・活動機会の充実と新たな仕組みづくりを推進します。
2	生涯学習への参画・協働のきっかけづくり	・町民への様々な情報提供やメニューなどの学習機会の提供により、生きがいづくりを支援します。
3	地域住民が集う居場所づくり	・「多賀結いの森」の活用方法について従来の情報発信に加え、SNS やホームページを活用し、誰もが情報を取得できるよう努めます。 ・施設を適正、効率的な維持管理を推進します。 ・集落の老人会や福祉会への情報提供など、高齢者が施設を利用できる機会を提供します。
4	生涯学習ボランティア人材の育成・発掘	・読書ボランティアをはじめとして、町民の生涯学習活動を支える人材の発掘・育成を図ります。 ・新たなメニューづくりに伴う指導者を募集し、生涯学習講座の開講、サークル活動を支援します。 ・多賀町古代ゾウ発掘プロジェクトの多賀町発掘隊を育てるためのわかりやすく楽しい研修会の企画や、シニア世代に向けた普及・交流事業に取り組みます。 ・町立博物館の展示や標本整理において、子どもたちを主人公にした普及・交流事業に取り組みます。
5	生涯学習団体の育成支援	・今までになかった新たなメニューづくりとそれらの指導者を募集し、生涯学習講座の開講、サークル活動を支援します。
6	次代の生涯学習あり方の研究・共有	・社会教育委員会を中心に「第 2 次生涯学習推進計画」を策定し、生涯学習の指針を明確にします。 ・継続的な調査や研究を積極的に行い、情報を共有しながら、町民の生涯学習への意識を高めます。また、職員の社会教育の専門的な知識を身につける研修を行い、資質向上を図ります。 ・地域と学校が連携・協働するしくみづくりを促進し、子どもたちを支えるだけでなく、町民の生涯学習・自己実現に資するとともに地域の活性化を図るため、地域教育力推進会議等を開催します。 ・町民が気楽に参加でき、意見交換できる場として『多賀語ろう会』を開催します。
7	スポーツ競技力の向上	・生涯スポーツのあり方検討委員会を開催します。 ・各種スポーツ組織と連携して競技スポーツを推進し、指導者の発掘と養成を図り、競技力向上のための環境づくりに努めます。 ・子どもたちがトップアスリートとふれあう機会を提供します。 ・ホームページ、広報など、様々な媒体を積極的に活用し、スポーツ事業に関する情報を発信します。
8	スポーツ施設の安全管理	・施設の点検を適切に行い、安全上、必要な改修を進めるなど、長寿命化計画に基づき適正な管理を行います。

第３章

安全・安心・健康

施策項目	対応する SDGs17 のゴール
第１節　防災・減災	11 住み続けられるまちづくりを
第２節　防犯・交通安全	11 住み続けられるまちづくりを
第３節　健康・医療	3 すべての人に健康と福祉を
第４節　地域福祉	1 貧困をなくそう　3 すべての人に健康と福祉を
第５節　高齢者福祉	3 すべての人に健康と福祉を
第６節　障がい者福祉	3 すべての人に健康と福祉を

第１節　防災・減災

めざす姿

○防災・減災に取り組み、町民の誰もが安心して暮らし続けられるまちとなっています。

成果を共有するための指標

○防災の強化が充実していると思う比率

○消防機能が充実していると思う比率

課題

○本町は、東部に鈴鹿山脈が南北に走り、河川は鈴鹿連峰に源を発する芹川、犬上川を有しています。そのため出水期には、大雨や台風を起因した内水・外水氾濫や土砂災害が発生するおそれがあります。また、本町には活断層である鈴鹿西縁断層帯が縦断するため内陸型地震の発生と、南海トラフを震源域とする南海トラフ巨大地震の発生が危惧されます。これらの災害への備えとして、地域防災計画に基づき防災・減災への取組を実施する必要があります。

○本町の防災情報手段として、多賀町有線放送、登録メール、NHK のデータ放送など多様化を図っていますが、それぞれが独立したシステムを形成しているため、情報受信者に格差が生じています。そのため町民へ防災情報を迅速に伝達できるような、また将来を見据えた防災情報システムを整備する必要があります。

○豪雨災害があり、水害に備えた河川情報の提供づくりが必要です。

○本町における火災件数は平成７年の１５件をピークに年々減少しており、平成３０年の発生件数は１件となりました。しかし、令和元年には火災件数が５件となり、ほとんどが失火によるもので、住宅火災となったものもあります。防げる火災については、減少またはなくせるような取組が必要です。

○新型インフルエンザ等感染症への備えとして行動計画を策定していましたが、今回の新感染症まん延により具体的に対応すべき事を整理・検証し、今後に備えて行動計画を見直す必要があります。

基本方針

○地域防災計画を定期的に見直し、その周知を図ります。また、下部計画として業務継続計画を策定します。

○災害発生時に、すべての町民への迅速で正確な情報伝達のため、これらに必要な設備と体制の整備を図ります。

○町民の防災意識の高揚を図ります。

○自主防災組織の維持を図ります。

○洪水ハザードマップなどを有効利用した、水害に備えた河川情報の提供を図ります。

○受援計画を策定し、災害時における人員、物資、役務など必要な人的支援、物的資源を明確にし、町で確保するとともに、必要に応じて行政、民間事業者、団体などの関係機関と災害応援協定を締結し、受援体制を確立します。

○災害時に備え、耐震化に対する支援を行います。

○町民の防火意識を高揚し、失火ゼロをめざします。また火災発生時においても初期消火で鎮火できるように組織の維持、装備の充実を図ります。

○新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき指定された新感染症への危機管理対応を図るための基礎となる行動計画を見直します。

取組施策

施策		主な取組
1	危機管理体制の強化、整備	・地域防災計画・国民保護計画の周知を図るとともに、不測の事態においても迅速に行動するための業務継続計画を策定します。 ・災害時に、町民へ迅速で正確な情報伝達ができるように、防災情報システムを構築します。
2	町民の防災意識の向上	・啓発文書、チラシなどを配布し、町民個々が取り組むことができる防災・減災に必要な情報提供に努め、町民の防災意識を高めます。
3	地域防災力の維持	・自主防災組織の維持を図るとともに、全集落を対象とした防災・避難訓練を実施し、地域の防災力を維持します。
4	災害応援協定の締結	・民間事業者、団体など関係機関と災害応援協定を締結し、災害時における人員、物資、役務などの受援体制を確立します。
5	河川情報提供の充実	・地域の水害リスクや河川情報を滋賀県や町のホームページに掲載し、地域の水害リスクの周知を図ります。 ・また、町民自らが判断し自主避難ができる情報提供体制の整備を図ります。
6	備蓄物資の確保	・災害時における食料、資機材などの物資を備蓄し、発災時の使用資機材や避難者支援物資の確保に努めます。
7	耐震化の推進	・耐震診断に対する支援や、耐震改修の支援を行います。
8	町民の防火意識の向上	・啓発文書、チラシなどを配布し、火災予防に必要な情報提供に努め、町民の防火意識を高めます。
9	地域火災予防力の維持	・自主防災組織の維持を図るとともに、装備の充実を図り、地域の火災予防力を維持します。
10	消防団の組織維持	・消防団組織の構成年齢の維持や団員の加入促進を図り組織を維持します。また、機能別消防団員の検討を実施し、人員を確保するとともに、装備の更新または充実を図り、初期消火の強化を図ります。
11	感染症に対する体制の整備	・新型コロナウイルス感染症への対応を検証のうえ、行動計画の見直しを図ります。

第２節　防犯・交通安全

めざす姿

〇子どもたちが安全に、安心して過ごせる環境となっています。

○町民一人ひとりが防犯・交通安全の意識をもって行動・活動しています。

成果を共有するための指標

〇防犯の強化が充実していると思う比率

〇交通安全対策が充実していると思う比率

〇通学路の要対策個所対策度（KPI）

課題

〇子どもたちが安全・安心に過ごせる環境づくりが必要です。このため、通学路や公園での防犯対策の強化とともに、あいさつ運動や見守り隊など、地域で子どもを見守る体制を継続していくことが必要です。

〇本町では、自転車盗、空き巣などの認知件数が逓減しつつあるものの注意すべき犯罪となっています。また滋賀県内で依然として続く特殊詐欺への対応や、本町では確認されていないものの社会的要請の高まっている子どもを対象とした犯罪被害防止を図る必要があります。

〇子どもをはじめとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保が必要です。

〇高齢運転者などの安全運転の励行が必要です。

〇近年増加している寺社などで施設のき損や文化財の盗難の被害防止のための対策が必要です。

基本方針

〇子どもの権利を尊重した、きめ細やかな取組を推進します。

〇地域ボランティアとの協力体制の維持・効率化を図ります。

〇防犯・交通安全にかかわる施設・設備の計画的な施設改善と長寿命化などの維持管理を図ります。

〇防犯ガイドブック、登録メールの配信などの情報提供に努め、町民の防犯意識を高めます。

〇子ども１１０番の家の設置数を維持し、犯罪の抑止と子どもの避難場所を確保します。

〇特に子どもや高齢者に重点を置き、交通安全意識や交通マナーの向上に努めます。

〇文化財盗難防止対策を図り、文化財の定期的な点検・確認に努めます。

取組施策

施策		主な取組
1	学校安全対策の強化	・犯罪や交通事故、災害から子どもを守るための連携や啓発・訓練の充実を図ります。 ・交通安全施設の点検・増設・防犯カメラの設置を進めます。 ・学校支援ボランティアとの協力の強化と効果的な取組を推進します。 ・防犯・交通安全施設・設備の改修と適切な維持管理を図ります。
2	町民の防犯意識の高揚	・犯罪を減らしたりなくしたりするために、地域安全ニュースの配布、注意喚起メールの配信などを実施し、特に特殊詐欺については消費生活と連携して防犯対策を講じ、町民の防犯意識を高めます。
3	子ども110番の家の設置維持	・集落における「子ども110番の家」の維持を図り、子どもが犯罪被害にあわないように、犯罪の抑止と避難場所を確保します。
4	町民の交通安全意識の高揚	・彦根警察署と連携をとりながら、車両啓発、街頭指導、交通安全教室、出前講座などを通して、町民の交通安全意識を高めます。
5	文化財の防犯対策の強化と文化財保護意識の高揚	・盗難被害にあった場合に備え、文化財の写真・特徴・サイズなど情報の記録化を進めます。 ・定期的な巡回や確認を行い、盗難防止に努めます。

第３節　健康・医療

めざす姿

○「ずっと健やか、いつでも元気　健康実感！多賀のまち」を理念に、みんなが安心して、生きがいをもちながら、健康に暮らし続けられるまちになっています。

成果を共有するための指標

○健康づくりが充実していると思う比率

○医療が充実していると思う比率

課題

○各年齢層が健康について考え、自分自身の健康を守る取組を町民自身が行える環境づくりが必要です。

○全国の死亡原因の６割が生活習慣病を原因としており、本町においても、男性で慢性閉塞性肺疾患、急性心筋梗塞、女性で急性心筋梗塞、心不全での死亡が多くなっています。こうした疾患は、生活習慣の見直しや医療機関受診による血液数値のコントロールなどにより予防や病状の進行を遅らせることが可能であり、効果的な対応が必要です。

○健康づくりへの関心を高めるため、健康について無関心層に対しても啓発を行い、健康活動へつないでいく必要があります。

○すべての町民が健全な食生活を実践することができるよう、乳幼児期から高齢期までの食育活動を実施していくことが必要です。

○幅広い年齢層に対して、健康づくりの情報を発信していく必要があります。

○圏域で関係機関などと連携し、休日急病診療などの充実を図る必要があります。

○町民が正しい救急受診をできるよう周知する必要があります。

○誰もが気軽に参加できる運動・スポーツ活動の充実を図る必要があります。

基本方針

○人生１００年時代を踏まえ、町民の健康づくりを支える環境づくりの推進を図ります。

○町民の主体的な健康づくりを支援するため、健康づくりへの関心を高めるとともに、町民が参加しやすい保健・予防事業の推進を図ります。

○健康な体をつくる・豊かなこころを育む・食育の環を広げることを目的とし、食育の推進を図ります。

○様々なライフステージに合わせた健康づくりが行えるよう、情報提供を行います。

○休日急病診療、二次救急などの体制整備を図ります。

○救急医療機関への正しい受診行動ができるよう、情報提供を行います。

○個々の目的に応じた運動・スポーツ活動ができる機会を整備します。

取組施策

施策		主な取組
1	健康づくり推進体制の充実	・各組織や地域が行政や他の組織と連携しながら、課題解決のために担う役割について把握し、自主的に取り組むための基盤づくりを進めます。 ・多賀町健康づくり推進協議会・健康推進協議会を中心に健康づくり体制の整備を図ります。
2	健康づくり活動の推進	・特定健診などの受診を促進し、自分の健康状態を把握してもらうことにより、より多くの町民の健康意識の啓発を図ります。 ・健診を健康活動の第一歩と位置づけ、がん検診、特定健診、肝炎ウイルス検診、スマート健診などが同時に受けられる総合健診の推進、健診の日曜日開催、血管年齢測定の実施など、町民が健診を受診しやすい工夫を図ります。
3	食育活動の推進	・町民一人ひとりが食に対して関心をもち、正しい食生活を送り、地産地消や食文化の伝承などを行えるよう、多賀町健康づくり推進協議会・健康推進協議会などが中心となり、事業を実施していきます。
4	情報提供の充実	・町のホームページ、広報など、様々な媒体を積極的に活用し、健康に関する情報を発信します。
5	医療の広域連携の強化	・湖東定住自立圏推進協議会・消防救急部会などでの協議などを通じて、救急医療体制の充実を図ります。
6	救急に関する町民への啓発	・町民に対し、救急医療機関への受診方法について、広報紙やチラシの全戸配布などで啓発を図ります。 ・乳幼児健診時において、啓発資材を用いて小児の救急受診や応急処置などの個別指導を実施します。
7	健康スポーツ活動の充実	・本町のスポーツ関係団体の活動目的を明確にし、情報の発信と運動機会の提供を行いスポーツ活動の充実を図ります。 ・町民が健康づくりを目的に気軽に体操やウォーキングができるよう人々が集う公共スポーツ施設や屋外公園など身近な場所の環境整備を進めます。 ・町のホームページ、広報など、様々な媒体を積極的に活用し、スポーツ事業に関する情報を発信します。

第４節　地域福祉

めざす姿

○「多賀町地域福祉計画」に基づき、それぞれの分野で実施している取組を関係各分野との連携により地域福祉推進体制が充実し、地域で支えあう地域福祉活動が行われています。

○生活困窮者に対する相談支援体制が充実し、生活保護法による保護が必要な世帯に対しては、法に基づく適正な保護を行うとともに、民生委員・児童委員や関係機関と連携し、保護受給世帯の自立支援体制が充実しています。

○町民一人ひとりが自分自身の健康に関心をもち、いざというときには、安心して医療を受診することができ、また、確実に年金が受給できています。

成果を共有するための指標

○地域福祉が充実していると思う比率

課題

○施設面においては、高齢者や障がい者だけでなく、すべての人にとって暮らしやすい福祉のまちづくりがますます重要になっており、公共施設などでのバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進を図ることが求められています。

○少子高齢化、核家族化などにより、地域における町民同士のつながりが希薄になってきています。また、町民の抱える課題は多様化し、今後、高齢者をはじめ、生活困窮者やひきこもり、ひとり親などからの相談が増加することが見込まれます。このような課題に対応するためには、保健・医療・福祉・教育などの関係各分野との連携により、地域福祉推進体制を充実し、地域で町民がお互いに支え合う地域福祉活動を推進することが求められています。

○生活保護受給世帯に対しては、民生委員・児童委員などとの連携・相談体制を強化し、社会全体で支える社会保障制度の適切な運営と周知徹底が必要です。

○「子どもの貧困」が社会的な課題となり、本町においても生活保護受給者数や準要保護児童生徒数が増加傾向にあり、支援する取組が必要です。

○就労支援や各種サービスの情報提供を行うとともに、地域の協力など自立した生活に向けた支援を実施しています。この取組については今後も継続が必要です。

○地域における孤立等により深刻な事態を防ぐためにも、地域における見守りネットワークやつながりづくりが必要です。

基本方針

〇公共施設や道路などのバリアフリー化も含め、すべての人が安心・安全に暮らせるノーマライゼーションのまちづくりを進めます。

〇地域の多様な課題や将来の姿について、町民自ら考える場づくりに努め、地域の交流と町民の主体的な地域づくりを促進します。

〇本町内外の相談窓口について、広報や有線放送、町のホームページなど町民に対する周知を図ります。

〇生活困窮者の早期把握と対応を進めます。

〇障がいのある人など、能力がありながら就労が困難となっている人への支援など、複雑・多様化する相談内容に対応するため、福祉・保健・医療などの関係機関との連携を強化し、総合的な対応を行う体制を確立します。

○ひきこもりや心の病などにおける対策や自殺予防対策のため、家庭・関係機関・地域等の連携によりその実態把握に努めるとともに啓発活動の実施や相談体制の充実を進めます。

○児童虐待をはじめ、高齢者や障がいのある人への虐待、配偶者等からの暴力などの問題に速やかに対応するため、関係機関や団体等とのネットワークの充実・強化を進めます。

取組施策

施策		主な取組
1	ノーマライゼーションのまちづくりの推進	・公共施設や道路・交通環境などを含めた生活環境が、ユニバーサルデザインの考え方のもと、すべての人にとって安全に暮らせる環境となるように、ハード・ソフト両面にわたって関係各課や民間事業者の公共的建築物の管理者などへの理解促進に努め、ノーマライゼーションのまちづくりを推進します。
2	地域のことを話し合える場づくり	・生活支援コーディネーターや福祉会、自治会の集落づくり委員会と連携して開催する住民福祉懇談会や、町民が集落について考える将来ビジョンの語り場など、地域のことを話しあえる多様な場づくりに取り組みます。
3	生活困窮者、就労が困難な方への支援	・ひとり親世帯や低所得者の自立促進に向けて、生活保護制度や滋賀県の福祉制度などの周知を図ります。 ・生活困窮者の早期把握に向けて福祉事務所や関係者と連携を図るとともに、庁内における生活困窮者把握のための連携会議を定期的に開催し、支援を進めます。 ・社会福祉協議会や、民生委員・児童委員との連携・情報共有に努めるとともに、いわゆる「貧困の連鎖」を回避する観点などからも、子どもの貧困対策に取り組みます。 ・障がいなどにより就労が困難な方に対して、専門機関などとの連携や情報提供により、希望する就労の実現に向けた支援を進めます。
4	ひきこもりや心の病等に対する対応・支援	・ひきこもりなど、高齢者の実態を把握するための調査を定期的に行うとともに、民生委員・児童委員や老人クラブなどの地域団体、郵便局員や宅配業者、ガス・水道検針員等による声かけや訪問活動を支援します。 ・青少年のひきこもりや心の病などによって支援を必要とする人たちの社会的孤立の防止や社会参加を促進するため、相談等を通じた実態把握や、地域や専門相談機関等と連携した対応・支援などを進めます。
5	虐待防止等ネットワークの充実・強化	・児童や高齢者、障がいのある人等に対する虐待や、配偶者等による暴力を未然に防止するとともに、虐待等があった場合には速やかに専門機関へ対応をつないでいけるよう、関係機関との定期的な意見交換の場を設けるなど、連携強化に努め、虐待防止等ネットワークの充実・強化を進めます。 ・暴力被害者の配偶者やその子どもに対する支援を行うため、関係課が連携して対応できる体制づくりを進めます。

第５節　高齢者福祉

めざす姿

○高齢になっても、いつまでも、いきいきと元気で安心して暮らせるまちになっています。

成果を共有するための指標

○高齢者福祉が充実していると思う比率

課題

○高齢化の進行に伴い、介護認定者数の増加、介護保険サービス需要の増加が見込まれています。高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が維持できるよう、多様なサービスの確保と地域のネットワークを含めた支援体制の確立が必要になっています。

○介護予防の推進を目的として、町民自身が運営する体操の集いなどの活動を地域に展開し、人と人とのつながりを通じて、参加者や集いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを展開する取組が必要です。

○高齢化の進行とともに、認知症高齢者も増加している状況です。早期発見・早期受診、また、病気の正しい知識の普及など啓発を徹底し、相談体制の充実や地域の支援体制の整備が課題になっています。

○高齢者が生涯現役で地域においていきいきと暮らせるように、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験や知識を活かし、積極的な役割を果たしていけるよう、地域サロン（福祉会）、老人クラブ、シルバー人材センター、ボランティア活動など生きがいづくり活動への支援が必要です。

基本方針

○高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、高齢者の生活を支える取組の充実を図ります。

○健康づくり・介護予防の推進のため、町民一人ひとりが日常生活の中で健康づくりが実践できるよう健康意識の向上や介護予防の啓発を推進します。

○高齢者が生涯現役で地域においていきいきと暮らせるように、高齢者の社会参加と居場所を確保し、介護予防活動を推進します。

取組施策

施策		主な取組
1	地域包括ケアシステムの充実	・高齢者が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、介護・保健・医療・福祉などの必要なサービスが継続的に提供できる地域包括ケアを推進します。 ・介護サービスをはじめ各種のサービスや多様な社会資源を活用しながら、高齢者をとりまくネットワークの構築に取り組みます。
2	地域介護予防活動の推進	・生活機能が低下してきて要介護状態に陥る恐れの高い虚弱な高齢者を把握し、介護予防事業など必要なサービスを提供することで、要介護状態などになることを予防します。 ・介護予防に関する知識の普及啓発を推進し、地域ぐるみ（字単位）で自主的な介護予防活動が運営できるよう支援します。
3	高齢者の生きがいづくりと社会参加活動の促進	・行政に頼らない町民主体で継続的に活動が行われる地域づくりを展開することで、身近な地域で高齢者が自主的な活動として、介護予防活動やサロン的な集まりができる居場所づくりを推進します。 ・老人クラブの自主的な活動の育成や団体運営の円滑化を図ります。 ・地域でのまちづくりなどで高齢者の経験を活かす活動のあり方や既存の公共施設を活用した生きがいづくりの場の提供、高齢者の知識や技能を活かした雇用の促進や活動拠点の整備について検討します。 ・高齢者の健康増進と教養の向上、レクリエーションなどの生きがいづくりを推進します。 ・町民と地域団体・行政が交流し、町民が主体的に活動できるサークルを設立する仕組みづくりを行います。

第６節　障がい者福祉

めざす姿

〇障がいのあるなしに関わらず、誰もが地域で安心して暮らし続けられるまちをめざします。

成果を共有するための指標

〇障がい福祉が充実していると思う比率

課題

〇事業所などと連携し、サービスの向上を行う必要があります。また、低所得者の利用者負担の軽減を行う必要があります。

〇事業所などと連携し、障がいのある人であっても地域で安心して暮らし続けられるようにする必要があります。

○障害者差別解消法について、認知度が低いことから周知が求められます。

基本方針

〇事業所などと連携し、サービスの向上を図ります。また、低所得者の利用者負担の軽減を図ります。

〇事業所などと連携し、障がいのある人であっても地域で安心して暮らし続けられる環境を整備します。

○障がいのある人が、それぞれの意思や能力に応じて、適切な就労環境を選択できるよう、雇用の拡大、職業訓練の充実や就労の場の確保に努めます。また、事業所などと連携し、支援体制の構築をめざします。

○障がいのあるなしに関わらず、相互の人格と個性を尊重し支えあう、共生の理念の普及を図り、障がいや障がいのある人に対する理解を促進するため、多様な啓発活動を推進していきます。

取組施策

施策		主な取組
1	関係機関との連携の強化	・地域の課題の解決へ関係事業所などと協力しながら具体的な取組を進めます。
2	社会参加・就労支援の推進	・関係事業所などと協力しながら、障がいのある人であっても地域で安心して暮らし続けられるよう具体的な取組を推進します。 ・事業所などと連携し、職業訓練の充実、就労の場の確保および就労支援体制の充実を図ります。 ・障害者差別解消法の意義や重要性を地域住民に啓発し、差別解消につなげます。

第４章

環境・コミュニティ

施策項目	対応する SDGs17 のゴール
第１節　人権・平和	5 ジェンダー平等を実現しよう 10 人や国の不平等をなくそう 16 平和と公正をすべての人に
第２節　地域社会・コミュニティ	16 平和と公正をすべての人に 17 パートナーシップで目標を達成しよう
第３節　消費生活	12 つくる責任 つかう責任 14 海の豊かさを守ろう
第４節　多文化共生	10 人や国の不平等をなくそう 17 パートナーシップで目標を達成しよう
第５節　地球環境・資源循環	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさも守ろう

第１節　人権・平和

めざす姿

○人権教育・研修、人権啓発活動を実施し、地域・家庭・職場でのリーダーとなる人材の育成による人権意識が向上し、差別のない明るいまちを築いています。

○町民の誰もが平和の尊さ、平和を守ることの大切さを認識しています。

成果を共有するための指標

○リーダー研修会参加者・参加企業数

課題

○同和問題、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人に対する差別など、あらゆる差別を解消する教育・啓発活動を推進してきました。また、平成 28 年に「部落差別解消法」が施行されるなど法整備も進められ、本町においても字別懇談会などで法律趣旨の理解促進に努めてきました。しかしながら、インターネット上での差別書き込みが多発するなど差別の解消にはほど遠い状況です。引き続き正しい理解と認識を深める取組が求められています。

○新型コロナウイルス感染症患者、その家族、医療従事者に対する差別など感染症にかかわる差別、LGBT 等の性的指向・性自認を理由とした差別など新たな人権課題の解決に向けての取組が求められています。

○戦後 75 年を迎え、戦争体験を風化させることなく、平和の大切さを引き継いでいくことが必要です。

基本方針

○同和問題、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などに対する差別、感染症にかかわる差別、性的指向・性自認などを理由とした差別など、あらゆる差別を解消する教育・啓発活動を推進します。

○町民一人ひとりの平和の意識を高揚させるため、平和に関する施策や教育を実施します。

取組施策

施策		主な取組
1	町民の人権意識の高揚	・すべての人の人権が守られる社会の実現を図るため、字別人権懇談会、町民のつどい、人権リーダー研修会などの研修会・講演会の開催や広報誌による啓発を推進します。
2	事業所への人権啓発の推進	・企業訪問などを通じ差別のない明るい職場づくりと適正な採用選考のための啓発を推進します。
3	性自認および性的指向に関する配慮	・公共施設や学校現場において、性自認および性的指向に関して困難を抱える人に対して服装、トイレ、呼称の工夫など適切な配慮を行うよう努めます。
4	平和意識の高揚	・恒久の平和を実現するため、平和意識の高揚を図ります。 ・社会福祉協議会と連携しながら、平和啓発事業を推進します。

第２節　地域社会・コミュニティ

めざす姿

○自主的な自治会活動が活発に行われ、いきいきと活力あふれ、住みよい環境づくりが行われています。

成果を共有するための指標

○地域コミュニティが充実していると思う比率

課題

○人口減少・少子高齢化の進行などで、地域コミュニティの維持向上が重要となっており、少子化対策が必要です。

○自主的な自治会活動の取組を促進するための支援が必要です。

○人口減少の進む中山間地域では、基幹となる集落拠点を中心に、周辺集落のネットワークの連携を推進していく必要があります。

基本方針

○地域コミュニティの維持向上につながる活動支援の仕組み（中間支援組織）をつくるとともに、地域コミュニティの主体的な取組を支援します。

○町民が集まって地域のことを知る機会や課題を話し合う機会を支援するなど、地域コミュニティの連携を促進していくための仕組みをつくります。

取組施策

施策		主な取組
1	まちづくり活動の支援推進	・きらりとひかるまちづくり活動交付金事業などを効果的に行い、自主的な住民自治活動を支援します。 ・地域コミュニティと行政の間で、双方を支援する中間支援組織との連携・協働を推進します。
2	定住対策の強化	・結婚支援や移住支援など人口の増加につながる支援の充実を図ります。
3	集落間のネットワーク強化	・地域づくりについて意見交換する機会を設けます。

第３節　消費生活

めざす姿

○町民の消費生活の安全が守られたまちをめざします。

成果を共有するための指標

○巡回訪問回数

課題

○啓発手段や相談体制の充実が求められます。

基本方針

○様々な情報提供手段を利用し、町民に対する啓発を行うとともに、滋賀県や近隣市町と連携し、巡回相談日を開設するなど、相談しやすい体制を整えます。

取組施策

施策		主な取組
1	消費者啓発の推進	・啓発物品の配布やメール配信システム、有線放送などにより犯罪情報を提供し、消費者被害の未然防止と安全確保を図ります。
2	消費者相談体制の充実	・滋賀県との連携による巡回相談日の開設や、滋賀県消費生活センターとの連携により、相談体制の充実を図ります。

第４節　多文化共生

めざす姿

○国際化時代にふさわしい広い視野と見識をもった世界の中の日本人としての青少年を育成し、本町のまちづくりに貢献できる人材が育っています。

成果を共有するための指標

○いきいきと活躍できるまちだと思う比率

課題

○海外派遣研修では、ホームステイを通じ語学学習はもとより海外の生活・文化にふれることで、国際理解を深める機会となりますが、その目的や参加者心構えについて検討していく必要があります。

○他国の文化・経済などの情報を正しく理解する必要があります。

基本方針

○グローバル社会の一員として広い視野と見識をもった人材育成を支援します。

○異文化共生社会の実現をめざすため、研修会や交流事業を実施し国際理解に努めます。

取組施策

施策		主な取組
1	国際交流の推進	・本町の次代を担う中学生を対象に、海外へ派遣し、語学研修・ホームステイを実施します。
2	多文化理解の推進	・諸外国の歴史的できごとをテーマにしたリーダー研修会をさらに充実し推進します。

第５節　地球環境・資源循環

めざす姿

○町民との協働による環境保全意識の向上と環境保全の活動が進んでいます。

○町民、事業者、行政が一体となって、ごみの減量化と再資源化、低炭素社会の実現に向けた取組が進展しています。

成果を共有するための指標

○一人当たりのごみ排出量

○温室効果ガス削減率

課題

○子どもに環境への興味・関心をもってもらうことを目的に、自然観察活動などを継続して実施していますが、参加者は年々減少しています。

○町・地域・事業所・団体が積極的に環境学習に取り組むため環境学習会を実施するなど効率的な推進方法を検討する必要があります。

○ごみの分別、減量化に向けて取り組んでいますが、ごみの排出量は減少していません。家庭、事業所内でのごみの減量化や再資源化について引き続き取り組む必要があります。

○低炭素社会をめざし、役場において多賀町地球温暖化対策実行計画に基づき二酸化炭素の削減に取り組んでおり、今後も継続していく必要があります。

○環境保全意識の向上を図るには、現地で直接自然に親しみ自然環境について学ぶことが必要です。

基本方針

○自然の大切さや環境保護の重要性など、環境について広く関心をもってもらうきっかけとなるよう環境学習を推進します。

○町民、事業者の積極的な協力を促進し、町民、事業者、行政が一体となって、ごみの減量化と再資源化をめざします。

○多賀町地球温暖化対策実行計画に基づき、引き続き二酸化炭素の削減に取り組みます。

○本町の自然に親しみ、地域の自然環境について学ぶ機会をつくります。

取組施策

施策		主な取組
1	環境学習の推進	・生涯学習の取組と連携し、星空観察会など環境に関する学習を計画的に開催します。
2	ごみ処理の省エネルギー化の推進	・広域行政組合において、再資源化、低炭素社会の実現に向けた、新たなごみ処理施設の整備を推進します。
3	ごみの減量化・資源化の推進（４Ｒの推進）	・リサイクル活動の推進とごみの分別による資源化、減量化を進めるため、啓発活動、情報提供を推進します。 ・発生したごみは、可能な限り家庭、事業所内での減量化や再資源化を促し、リサイクル可能なものは資源分別収集を推進します。 ・ごみ処理の有料化について検討します。 ・生ごみの減量化や堆肥化を推進します。
4	食品ロス対策の推進	・イベントでの啓発など、食品ロス対策についての啓発活動、情報提供を推進します。 ・滋賀県と連携した事業の実施を図ります。
5	地球温暖化対策	・多賀町地球温暖化対策実行計画に基づき、引き続き二酸化炭素の削減に取り組みます。 ・「緑のカーテン」の取組を行います。
6	自然観察会の開催	・本町の自然環境や生息している生物をテーマとした観察会の開催を推進します。

第５章

まちの活力

施策項目	対応する SDGs17 のゴール
第１節　農業	2 飢餓をゼロに　8 働きがいも経済成長も　9 産業と技術革新の基盤をつくろう　12 つくる責任つかう責任
第２節　林業	2 飢餓をゼロに　8 働きがいも経済成長も　9 産業と技術革新の基盤をつくろう　12 つくる責任つかう責任
第３節　商工業	8 働きがいも経済成長も　9 産業と技術革新の基盤をつくろう　12 つくる責任つかう責任
第４節　観光	8 働きがいも経済成長も　9 産業と技術革新の基盤をつくろう　12 つくる責任つかう責任
第５節　中心市街地	8 働きがいも経済成長も　9 産業と技術革新の基盤をつくろう
第６節　就労	1 貧困をなくそう　8 働きがいも経済成長も
第７節　産業団地・新産業	8 働きがいも経済成長も　9 産業と技術革新の基盤をつくろう

第１節　農業

めざす姿

〇健全な農地が維持され、農業が安定的に継続されており、農業で生計を立てる人も増えています。

〇獣害が少なくなり、安心して農作業・家庭菜園をしています。

成果を共有するための指標

〇特産物の栽培面積（KPI）

〇認定農業者数（KPI）

〇獣害による農産物被害額（KPI）

課題

〇農業者の高齢化や離農者の増加、後継者の不足などにより、安定的な農業運営や健全・適正な農地の維持が困難となり、遊休農地も増えています。食料供給という本質的な機能だけでなく、国土の保全や水源の涵養、自然の保全、ふるさと景観の形成など、農業・農村が有する多面的で重要な役割を継承していくため、農業の維持・活性化に向けた可能性を追求していく必要があります。

〇農業所得は低く、安定的な農業経営が求められています。

〇野生獣による農産物被害が拡大しており、対応を強化していく必要があります。

基本方針

〇農業経営基盤強化基本構想に基づき、農地の適正利用や有効活用、担い手の確保、担い手への集積を推進します。

〇農業経営基盤強化基本構想に基づき、農業後継者への支援と育成を実施するとともに、既存農業者、特に認定農業者に対する支援を継続し、農業の安定に努めます。

〇米、そば、にんじんなどの特産物振興に加え、新たな特産物の発掘にも取り組み、農業所得の向上をめざします。

〇特産物を活用した６次産業化による新たな地域産業を創出し、地域の活性化を図ります。

〇効率的な生産や収益性の向上が期待できる地産地消を推進します。

〇野生獣による被害防止対策の充実・強化を図り農産物被害の軽減に努めます。また、集落と協働で獣害に強いまちづくりを推進します。

取組施策

施策		主な取組
1	優良農地の保全・適正利用（遊休農地の発生抑制）	・農業委員会の農地パトロールなどにより遊休農地増加の抑制を図ります。 ・農地の有効活用ができるよう、農地法の下限面積要件など、既存制度の見直しを進めます。 ・市民農園の開設などにより農地の有効活用を図ります。
2	適切な担い手への集積・集約	・各集落における人・農地プランの策定や見直し、その実行に対する支援を行います。 ・交付金制度などを活用し、適切な担い手への農地の集積を進めます。
3	生産基盤の充実	・農業用施設の整備や適正な維持管理を支援します。 ・農村まるごと保全向上対策事業を推進します。 ・中山間地域等直接支払推進対策事業を推進します。 ・農業用ため池の適切な維持管理を推進します。
4	後継者・人材育成	・農業後継者の確保を目的に、人材の育成と農業者の支援を図ります。
5	農業経営の安定化の支援	・農業者の経営の安定を目的に、農作物の生産振興、米の需給調整の推進を行い、地域農業の振興を図ります。
6	特産物の振興	・特産物振興連絡協議会を通じて、多賀そば・多賀にんじんなどの特産物の振興事業を実施するとともに、新たな特産物の発掘にも取り組みます。 ・ふるさと納税やメディアを活用して特産物のＰＲ戦略を推進します。 ・環境保全型農業直接支払事業を推進します。
7	６次産業化による新たな地域産業の創出	・前総合計画で試行的に取り組んできた多賀そば・多賀にんじん・桃原ごぼうなどの特産物を利用した商品開発を確立させるとともに、販売促進を図ります。
8	地産地消の推進	・給食をはじめ、本町の店舗における地産地消の取組の強化を図ります。
9	獣害対策の推進	・関係機関の連携のもと、総合的な被害防止対策を推進します。

第２節　林業

めざす姿

〇適正に管理された自然災害に強い森林に守られています。

〇持続可能で豊富な木材の生産が可能な森林が育てられています。

○温室効果ガスの吸収源である森林が守り育てられています。

成果を共有するための指標

〇木材生産量（KPI）

〇間伐実施面積（KPI）

〇高取山ふれあい公園の来園者数（KPI）

課題

〇木材価格の低迷や後継者不足などにより森林所有者の林業への関心が低下しており、森林の育成はもとより、林地の把握すらされず、放置された森林の荒廃が進んでいます。滋賀県内でも有数の本町の森林資源は町民共有の誇り・魅力であり、木材や林産物の供給のほか、防災・減災など安全な国土づくり、安らぎや憩いの場の提供、そして地球温暖化防止への貢献など多様な恩恵をもたらす機能を維持・継承していくことは、現代に生きる我々の次代への責任でもあります。

〇造林木への食害や剥皮害などの深刻な被害に加えて、下層植生の消失による土壌流出など、獣害被害は森林の有する多面的機能へも影響を及ぼしており、対応の強化が必要です。

〇木材の利用形態が大きく変わり、従来の加工施設しかもたない本町の製材業が衰退し、本町内での森林資源循環が不可能になりつつあることから、新たな循環の仕組みを創り出す必要があります。

〇森林の大切さや魅力、木材利用の効果や地産地消の意味などの理解が不十分であり、様々な協力や支援が広がっておらず、本町内外へのＰＲの強化が必要です。

基本方針

〇森林は、個人の財産であるとともに、災害防止などの公益的機能をもつ公的財産でもあることから、適正管理に向けた支援に努めます。

〇森林を健全な状態に保つためには、森林資源の循環が不可欠であるため、新たな木材産業への支援と合わせて木材の消費拡大を進めます。

〇本町の森林、木材について、町民をはじめとする多くの人に関心をもってもらうため、普及啓発を推進します。

取組施策

施策		主な取組
1	森林境界明確化の推進	・放置林による所有者不明を未然に防止するため、森林所有者と森林境界の明確化を集落単位で進めます。
2	森林経営管理の推進	・民有林の森林経営管理について、現状の把握や森林所有者の意向調査を進め、適正な管理が行われる方策を検討します。
3	林業基盤の整備	・森林管理や林業に不可欠な路網や施設について、新設や維持管理を進めます。
4	間伐等森林整備の推進	・森林を健全な状態に保つために必要な間伐などの森林整備や伐採跡の植栽などを推進します。
5	獣害対策の推進	・関係機関との連携のもと総合的な被害防止対策を推進します。
6	新たな木材産業の確立	・本町に原木流通土場や木材乾燥施設、木材加工機械を導入し、本町内での森林資源循環をめざす取組を推進します。 ・新たな木材産業の確立により、本町の就業支援を行います。
7	木材の消費拡大	・新たな木製品の開発や販売戦略の検討などを支援します。 ・町産木材消費につながる支援を行います。
8	森林、林業、木材産業に関する普及啓発	・本町の森林、林業、木材産業について、普及啓発を行うためにイベントを開催するほか、森林林業体験施設である高取山ふれあい公園の運営や各種関係団体の活動を支援します。

第３節　商工業

めざす姿

○中心市街地をはじめ、本町における商業・集客機能が充実し、まちににぎわいがあり、消費者・商業者が満足しています。

成果を共有するための指標

○卸売・小売業年間商品販売額

課題

○人手不足、情報通信技術、働き方改革、新型コロナウイルス対応など、近年の経営環境の変化に小規模事業者が対応していくことは困難な状況で、関係機関などによる支援が必要です。

○後継者がいないため、廃業となる店舗が増加しています。一方、空き店舗など提供側と創業希望者側の条件が合わず、空き家・空き店舗を活用しての創業が困難となっていることから、マッチングの仕組みや機会の充実が必要となっています。

○異業種間での情報共有ができておらず、関係者や事業者・産業間の連携によってまちの魅力や資源をさらに効果的に活用していく必要があります。

基本方針

○多賀町商工会の有する高い専門性と指導力を活かし、大企業から中小零細企業までの発展・育成を図ります。

○商業のにぎわいを創出するために、新規開業者を支援し、地域全体の活性化と特色あふれる地域づくりを図ります。

○空き家・空き店舗を活用し、商業機能としての継続・拡大を図ります。また、空き店舗とならないよう、後継者の育成などに取り組みます。

○多賀町商工会や多賀門前町共栄会などの団体交流を促進し、異業種間のつながりを深めます。

取組施策

施策		主な取組
1	多賀町商工会との連携強化	・多賀町商工会のもつ専門性の高い知識と指導力を活かし、経営指導や融資斡旋、研修など、本町の企業支援を強化します。 ・多賀町商工会との連携を強化し、事業者の状況把握に努めます。
2	新規開業支援	・多賀町がんばる商店応援補助事業により新規開業者を支援します。 ・創業相談窓口を設けます。
3	空き店舗対策支援	・空き家・空き店舗を活用した創業に意欲をもった人が、利用しやすい制度に改善します。 ・関係団体や民間事業者と連携し、空き店舗の活用方法についての検討や活用促進を図ります。
4	事業承継支援	・事業承継支援の周知を図ります。
5	産業間の連携強化	・商工と農林業、観光関係の連携を強化します。

第４節　観光

めざす姿

○観光ニーズに対応した魅力的な観光地であり、観光客が増加しています。

○本町の地域資源を活かしたエコツーリズムが観光システムとして定着し、地域振興の１つとして機能しています。

成果を共有するための指標

○観光入込客数（多賀大社除く）（KPI）

課題

○多賀観光協会においてフェイスブックなどの SNS による発信を始めましたが、各団体や施設などとの情報が共有できていません。

○Wi-Fi 環境の整備については地域などの協力も必要であり、地域にも必要性を感じてもらう必要があります。案内標識についても最新情報に更新していく必要があります。

○びわこ湖東路観光協議会において地域を活用したツアーなどの事業実施をしていますが、参加者が少ない状況で、広域によるメリットを活かした取組を展開していく必要があります。

○新たな地域資源の周知とともに、駐車場やトイレなどの環境整備が必要です。

○近年の文化財への考え方が保存重視から地域・観光振興への活用へと推移してきていることから、文化財を発信・活用することを通じ、町民や関係団体などがその価値を正しく理解し当事者としての意識を高めることが必要です。

○観光分野において本町は、歴史・文化・自然に関する豊富な観光資源を有しており、その歴史的・文化的な背景を伝えることによって観光資源としての価値を高めることが必要です。その際、本町で活動する観光ボランティアガイドによる新たな観光資源などへの対応が期待されます。また、ガイドの高齢化も進んでいることから、新たな人材の発掘・育成も必要です。

基本方針

○滋賀県内外におけるＰＲ強化に取り組みます。

○快適な観光周遊環境の整備を図り、入込客数の増加と滞在時間の延長をめざします。

○広域連携による訴求効果を高め誘客促進を図ります。

○本町の魅力的な資源を洗い出し、回遊性を確保し、滞在時間の延長を図ります。

○文化財の魅力を発信するため子どもや学生、町民への歴史文化の普及啓発を推進します。

○イベントなどを通じて新たな人材の発掘と育成を図ります。

取組施策

施策		主な取組
1	観光情報の発信強化	・本町の観光に関する情報収集するシステムを構築し、多賀観光協会のホームページや SNS を活用して迅速な情報発信を強化します。また、都市部でのキャンペーン活動も効果的に推進します。
2	周遊環境の整備	・環境や景観に配慮しつつ、誰もが快適な周遊ができるよう、案内板や案内標識の計画的な整備・修繕を支援します。 ・無料 Wi-Fi 環境の整備を支援します。
3	広域連携の強化	・近隣市町で構成する広域観光協議会などで実施する事業に参画し、誘客促進を展開します。
4	地域資源を活かした観光ネットワークの強化	・歴史的資源、伝統行事、豊かな資源などの観光資源を連携させ、旬の情報を発信するとともに、レンタサイクルや観光マップ・観光ガイドなどを活用し、観光案内標識や駐車場・トイレなどの環境整備に取り組み、観光客にとって快適で回遊性の高い観光地づくりに努めます。 ・新たに整備される交通網を活かした誘客促進などについて、関係機関と協議します。
5	観光ガイドの人材・団体の育成	・観光ボランティアガイドの育成、生涯学習や学校教育における地域の歴史文化や自然環境の学びの場づくり、大学の実習などの誘致を通じて、官民共働による文化観光の推進を図ります。・観光ボランティアガイドの新たな人材の発掘を図るとともに、ガイドとしての質を高め、団体としての自立をめざします。
6	多賀エコミュージアム構想の推進	・多賀町立博物館をコア・スポットとし、古代ゾウ発掘プロジェクト調査地や河内風穴などをサテライト・スポットとしたエコミュージアム構想を検討し、エコツアーの企画やサテライト・スポットの整備を進めます。

第５節　中心市街地

めざす姿

○多賀大社を核とした中心市街地に人が集まり、にぎわいを取り戻しています。

成果を共有するための指標

○中心市街地新規出店数（KPI）

○多賀大社・門前町滞在時間（KPI）

課題

○多賀大社を中心とする中心市街地においても、後継者がいないため廃業となる店舗が増加しています。そうした店舗においても、空き店舗などの提供側と創業希望者側の条件が合わず、空き家・空き店舗を活用しての創業が困難な状況があります。中心市街地全体の魅力を高める視点で、事業所の戦略的な誘導やマッチングの仕組みを構築していく必要があります。

○多賀大社を参拝して帰る人がほとんどで、絵馬通りを散策する人は少なく、数多い来訪者が本町を周遊したくなる仕組み・仕掛けづくりが必要です。

基本方針

○空き家・空き店舗を活用し、商業機能としての継続・拡大を図ります。また、既存の商店が空き店舗とならないよう、後継者の育成などに取り組みます。

○トライアングル構想の実現に向けて着実に取り組み、中心市街地の賑わいづくりを推進します。

○中心市街地の魅力の向上と、交通拠点とのネットワークの強化に取り組みます。

○にぎわいづくりに必要な仕掛け、イベント、人材育成を図ります。

取組施策

施策		主な取組
1	中心市街地の魅力の向上	・中心市街地の空き家・空き店舗を活用し、創業意欲のある人が創業しやすい補助制度への改善を図ります。 ・公共交通利用者の誘導など、交通拠点と中心市街地のネットワークの強化を図ります。
2	トライアングル構想の実現に向けた取組	・多賀大社、多賀大社前駅、サービスエリア（スマート IC、胡宮神社含む）を面的にとらえ、地域の魅力を向上させる取組を推進します。 ・近江鉄道多賀大社前駅コミュニティハウスや駅前周辺の利便性・魅力向上を図ります。 ・（仮称）多賀スマートインターチェンジや国道 8 号バイパスの整備計画にあわせた、新たな玄関口の可能性を探ります。
3	事業承継支援	・中心市街地の関係者に対し、事業承継支援の周知を図ります。
4	にぎわいの仕掛けづくり	・多賀観光協会が行う周遊促進事業を支援します。 ・多賀観光協会のホームページや SNS を活用して情報発信を行うとともに、案内板の整備・修繕などを支援します。 ・各種団体や地域などが自立して、にぎわいの仕掛けづくりに取り組むことができるよう、情報提供などの支援を推進します。 ・門前町の空き家などを活用し、文化財を保存・活用するための拠点施設の整備を行います。

第６節　就労

めざす姿

○誰もがいきいきとやりがいをもって働いています。

成果を共有するための指標

○くるみん認定事業者数（仕事と子育ての両立推進認定）

○えるぼし認定事業者数（女性活躍推進認定）

課題

○後継者の不足・不在により個人商店の廃業が進んでいます。また大手立地企業においては、本社で一括採用しているところもあって地元雇用が困難な状況で、地元での就業を希望する人への就業機会の拡充が求められています。

○就労が困難な状況を抱える人が安心して働くことができる、多様な働き方の機会づくりが必要です。

基本方針

○本町での就業を希望する人や就職に困難を抱える人の実情に対応し、安定した就労機会の拡充に努めます。

取組施策

施策		主な取組
1	就労支援の充実	・就労相談窓口を設置し、就労に対し、困難や課題を抱える相談者の各支援機関へスムーズにつなげられるよう努めます。 ・各種団体が行う企業説明会などの周知を支援します。
2	地元雇用の促進	・地元事業者や本町に立地する大規模事業者などに対し、地元雇用の促進に努めます。
3	働き方改革の推進	・地元企業、立地企業への働き方改革の周知・啓発を図り、魅力ある職場づくりへの情報提供・仕組みづくりを支援します。

第７節　産業団地・新産業

めざす姿

〇既存の産業団地が有効に活用され、安定的な雇用の創出と人材が確保されています。

〇新しい発想による農林業を足がかりとした「産業」が創出されています。

〇産業、行政、大学などが連携し、課題解決に向けて取り組まれています。

成果を共有するための指標

〇工業団地空き区画数（KPI）

課題

〇本町には、多賀工業団地、多賀第二工業団地、中川原工業団地、びわ湖東部中核工業団地の４つの工業団地があります。しかし、多賀第二工業団地の１区画が未だ空き区画となっていることから、有効活用を図る必要があります。

〇異業種間での情報共有や交流ができておらず、関係者や事業者・産業間の連携によって、新たな商品・製品・サービスの創出や生産・消費の本町内産業循環を強化していく必要があります。

基本方針

〇既存産業用地の空き区画地について、有効活用を進め、雇用機会の拡大を図ります。

〇多賀町商工会や多賀門前町共栄会などの団体交流を促進し、異業種間のつながりを深めます。

〇地場産品を活用した商品化に向けて人材を発掘し、支援します。

取組施策

施策		主な取組
1	新たな産業用地の確保と既存の産業用地の有効活用	・新たな産業用地の確保について検討します。 ・滋賀県などと連携して、企業誘致、既存企業の定着を図ります。
2	産業間の連携強化	・商工関係と農林観関係の連携強化を図ります。
3	創業の支援	・多賀町がんばる商店応援補助事業により新規開業者を支援し、地場産品を活用した商品開発を促進します。 ・関係団体との連携により、創業支援の強化や充実について検討します。

第６章

都市基盤・住環境

施策項目	対応する SDGs17 のゴール
第１節　公共交通	11 住み続けられるまちづくりを
第２節　上水道・下水道	6 安全な水とトイレを世界中に 11 住み続けられるまちづくりを
第３節　道路	11 住み続けられるまちづくりを
第４節　河川	2 飢餓をゼロに 6 安全な水とトイレを世界中に 11 住み続けられるまちづくりを 13 気候変動に具体的な対策を
第５節　景観	11 住み続けられるまちづくりを
第６節　住宅・住環境・空き家	11 住み続けられるまちづくりを

第１節　公共交通

めざす姿

○誰もが利用しやすい公共交通網が構築され、町民が安心して暮らしています。

成果を共有するための指標

○バス・乗り合いタクシーの利用者数（KPI）

課題

○バス路線減少の影響を受ける地域における子どもや高齢者、障がいのある人などの通学、医療機関や買い物施設へのアクセス向上が課題となっています。

○自動車社会の進展や人口減少の進行などの影響により、鉄道やバスなどの公共交通をとりまく状況は厳しくなっており、公共交通の確保・維持の支援が必要となっています。

基本方針

○交通弱者が移動しやすい公共交通の取組を推進します。

○公共交通の確保・維持に取り組みます。

取組施策

施策		主な取組
1	交通弱者の生活交通の確保	・誰もが利用しやすいサービスの提供や利便性の向上を図ります。
2	公共交通の適切な確保・維持	・公共交通の確保・維持に関する取組を進めます。 ・鉄道の利用を促進する取組を進めます。

第２節　上水道・下水道

めざす姿

〇効率的な経営により、安心と質の高いサービスを安定して供給し続けています。

成果を共有するための指標

〇生活排水処理率

〇一般会計からの繰入金額

課題

〇多くが整備後４０年以上経過していることなど、上水道施設の老朽化が進んでいるため、安全で安定的に水を供給できるよう、中長期的に更新、整備していくことが必要です。

〇公共下水道、農業集落排水施設について、計画区域の整備は概ね完了しています。今後は接続率を高め、快適な生活環境づくりを図ることが必要です。また、適切な維持管理により、施設を長く持続させることが必要になっています。

〇令和２年度から下水道事業において地方公営企業法が適用されたことから、下水道事業会計の更なる健全化を図ることが必要です。

〇本町の汚水は彦根市松原町の処理場へ流入しており、処理場の汚水処理に係る費用と処理施設の建設費用を毎年度負担金として納めていることから、今後も事業の安定運営と効率化に向け、広域的な連携を維持・強化していくことが必要です。

〇農業集落排水事業については、供用開始から１０年以上経過し、機械設備を中心に老朽化が進んでいるため、中長期的に更新、整備していくことが必要です。また、事業会計について、令和５年度末までに地方公営企業法を適用することが必要です。

基本方針

〇安心して飲める水を安定供給するため、老朽化した上水道管路の更新、上水道施設の整備・耐震化を進めます。

〇公共下水道、農業集落排水施設と合併浄化槽により、生活排水処理率の向上を図ります。

〇下水道施設の適切な維持管理による排水能力の維持、長寿命化によるコストの低減を図ります。

〇下水道事業会計において、一般会計からの繰入金を抑制し、事業収入に応じた事業執行を行うなど健全な財政運営を図ります。

〇農業集落排水施設の計画的な更新、長寿命化によるコストの低減を図ります。

〇農業集落排水事業において、令和５年度末までに地方公営企業法を適用する必要があることから、公営企業会計への移行を進めるとともに、事業会計の適正化を図ります。

取組施策

施策		主な取組
1	上水道老朽管の更新	・多賀町水道ビジョンと多賀町水道事業基本計画に基づき、老朽管の更新、整備を推進します。
2	上水道施設の整備、耐震化の推進	・多賀町水道ビジョンと多賀町水道事業基本計画に基づき、上水道施設の更新、整備を推進します。
3	生活排水の適正処理の推進	・公共下水道・農業集落排水への接続を促進し、計画区域外においては合併浄化槽の設置を促進するよう、啓発、ＰＲの充実を図ります。
4	下水道施設の適正な維持管理の推進	・多賀町公共下水道ストックマネジメント実施方針に基づき、下水道施設の点検、調査を計画的に実施し、必要に応じて施設の修繕・更新を実施することにより、コストの平準化、長寿命化を推進します。
5	農業集落排水施設の適正な維持管理の推進	・農業集落排水事業最適化構想に基づき、農業集落排水施設の修繕・更新を実施することにより、コストの平準化、長寿命化を推進します。
6	農業集落排水事業の公営企業会計への移行	・農業集落排水事業において、公営企業会計への移行を進めるとともに、事業会計の適正化を図ります。

第３節　道路

めざす姿

○道路は町民に最も密着した地域の生活基盤であり、拠点へのアクセスを受けもつだけでなく、町民に最も密着した地域の生活基盤として、安全性、快適性などの役割を担う道路が整備されています。

○景観形成、環境、防災対策、コミュニティ形成の場など、地域の特性に応じた道路が整備されています。

成果を共有するための指標

○町道改良率

○町道舗装率

○町道除雪延長

課題

○国道・県道について、地元要望に基づき道路改良工事が進められていますが、工事完了に向けた更なる取組の必要があります。

○業者除雪について、作業員の後継者もなく高齢化が進んでいます。また、機械の老朽化もあり、除雪体制の強化を図り、きめ細やかに道路を維持管理していくことが必要です。

○本町が管理する町道橋は、建設されてから長い年月が経過しており、安全な通行を維持するため、町道橋の整備が必要です。

基本方針

○活気あるまちづくりは、道路整備によっても営まれていくものであり、生活基盤としての充実を図ります。

○雪寒基地を拠点とした本町の除雪体制を拡充し、きめ細やかな道路の維持管理を図ります。

○長寿命化修繕計画に基づいた整備を進めます。

取組施策

施策		主な取組
1	国・県道整備の要望	・滋賀県道路整備アクションプログラム事業の円滑な遂行と安全に通行するため必要な道路改良や生活や景観とまちづくりに配慮した道路整備に対する要望を行います。
2	幹線町道等の整備	・（仮称）多賀スマートインターチェンジの整備に合わせて接続町道の整備を推進します。 ・スマートインターチェンジや国道 8 号バイパス計画に合わせた新たな幹線道路網の計画を策定します。 ・都市計画道路の着実な推進を図ります。
3	除雪体制の充実	・除雪体制の見直し・再検討や、町民参加型除雪体制の活用実施、委託路線の見直しと試験施工・再検討の実施を図ります。
4	長寿命化修繕計画に基づく橋梁整備	・長寿命化修繕計画に基づいた橋梁の予防的修繕を含め構造物の長寿命化を図るとともに、コストの縮減を図ります。

第４節　河川

めざす姿

○水害から町民の生命と財産を守るための治水対策が行われ、また、生物の生息・生育環境、地域の景観などに配慮した河川整備がされています。

○町民との協働による環境保全意識の向上と環境保全活動が進み、町民の衛生的な生活環境が守られています。

成果を共有するための指標

○河川愛護活動区間延長

○河川美化活動参加者数

課題

○気候の変化が著しく、近年のゲリラ豪雨に対応し、町民の安全を考えた河川整備が必要です。

○自然環境の保全と町民の意識を助成するため、身近に自然を感じることができる整備が必要です。

○不法投棄や散在性ごみが後を絶たないため美観がそこなわれており、町民や事業者との連携による、美しい川づくりに向けた活動の充実が必要です。

○環境衛生対策、公害防止対策として主要河川の水質保全が必要です。

基本方針

○本町の河川において、安全上、支障のある箇所や緊急性の高いところを優先して、水害対策の強化を図ります。

○集落排水路の整備によって、河川の増水時などに流れ込む流量の抑制・調整を図ります。

○町民と連携した河川愛護活動をさらに充実します。

○ホタルなど多様な生物が生息する清らかな川の流れを守り、町民に親しまれる親水空間の整備などにより、子どもたちの学びの場となるほか、町民が身近に自然を感じることができる河川づくりを進めます。

○町民、事業所、行政が一体となって、河川の不法投棄や散在性ごみの減少に向けた取組を推進します。

○町民による環境衛生対策の促進と、公害防止対策の充実を図ります。

取組施策

施策		主な取組
1	芹川、犬上川と中小河川の環境整備	・河道内の樹木、竹林の伐採と堆積土砂の浚渫（しゅんせつ）、護岸の修繕を順次推進します。
2	集落排水路の整備	・集落内の身近な水路の整備・改修を順次推進します。
3	町民との協働による河川環境の保全	・「ふるさとの川づくり協働事業」など町と関係集落や町民が協働した身近な河川の管理体制の構築を図ります。
4	親水空間の整備	・多様な生物の生息環境として自然環境に配慮した護岸の整備や、河川沿いの散策など町民の憩いの場など親水性に配慮した水辺環境の整備に努めます。
5	河川美化の推進	・町民、事業所、行政による河川の清掃活動を推進します。
6	河川の水質保全	・本町における主要河川の水質監視のため水質検査を実施します。 ・滋賀県と連携し、事業所からの排水の適正管理、指導を推進します。

第５節　景観

めざす姿

○深い自然・風土・歴史を継承しながらも、まちの営みがバランスよく調和し、将来に向けて持続するまちになっています。

成果を共有するための指標

○歴史・文化に満足している比率

課題

○人口減少・高齢化が進み、担い手不足により、家屋や土地、森林、農地の管理が困難な状況となることが想定され、持続可能な景観形成を進めていく必要があります。

○世代交代などに伴う生活様式の変化が進み、歴史的建造物などを維持していくための担い手が不足し、文化財の継承が困難な状況です。

○悪質な不法投棄や散在性ごみが後を絶たないため美観がそこなわれており、まちぐるみで発生の抑制と良好な景観づくりに取り組む必要があります。

基本方針

○良好な景観を形成するため、町民の景観に対する意識の醸成や活動の促進を図ります。

○文化財を保存活用するため、調査・状況把握を行うとともに、将来的には「歴史まちづくり法」に基づく「歴史的風致維持向上計画」の策定をめざします。

○町民、事業所、行政が一体となって、不法投棄や散在性ごみの減少に向けた取組を進めます。

取組施策

施策		主な取組
1	良好な景観形成の推進	・町民の景観に対する意識の醸成を図るとともに、町民の主体的な活動の支援を行います。
2	歴史的建造物の保存活用の推進	・法令に基づいて国・県・町指定や登録を進め、その保存・活用を図ります。 ・文化財の調査・状況把握を行うとともに、街並みの維持や整備の支援づくりに努めます。
3	環境美化運動の推進と不法投棄ごみ対策	・町民・各種団体・事業所の自主的な環境美化活動を促進します。 ・不法投棄ごみ削減のため、パトロールの強化、看板の設置、早期回収を図り不法投棄の未然防止に努めます。

第６節　住宅・住環境・空き家

めざす姿

〇若年層の町民が増加し、まちが活性化しています。

〇空き家の利活用が行われ、良好な住環境が確保されています。

〇町民との協働による環境保全意識の向上と環境保全活動が進んでいます。

成果を共有するための指標

〇本町に住み続けたいと思う比率

〇0 歳から 40 歳までの定住者数（転入－転出）（KPI）

〇空き家バンクの成立数（KPI）

課題

〇若者が本町外へ流出し、少子高齢化、人口減少が進んでおり、若年層の定住化を図る必要があります。

〇少子高齢化などにより空き家が増加しており、ＵＩＪターンによる移住・定住化を促進するため空き家の利活用を図る必要があります。

〇倒壊する危険がある空き家（特定空家など）の増加が想定され、除却を促進し、良好な居住環境づくりを行う必要があります。

基本方針

〇若者による住宅所得支援の仕組みをつくります。

〇空き家バンク制度の見直しと充実を図り、空き家の流通を促進します。

〇土地の有効活用や良好な住環境を整備する仕組みをつくります。

取組施策

施策		主な取組
1	若年層定住化の促進	・若者による住宅取得支援や、親世代との多世代同居にかかる住宅取得を支援します。
2	本町外からの移住の促進	・空き家情報の充実や情報発信に努めます。 ・空き家改修を支援します。
3	危険空き家対策の推進	・空き家・空き地の有効活用の啓発や、危険な空き家の除去を支援します。

第７章

行 財 政

施策項目	対応する SDGs17 のゴール
第１節　行財政運営	
第２節　広報・広聴	
第３節　広域連携	

第１節　行財政運営

めざす姿

〇町民に信頼される行政運営が行われています。

〇町民との協働・連携が進んでいます。

〇財政基盤が安定しています。

成果を共有するための指標

〇経常収支比率

課題

〇高齢化の進展や地方分権の推進などに伴い、町民ニーズ・行政事務が年々増大しており、新たな課題に対応できる効率的な事務処理体系の構築、部署間の事務処理連携や情報の共有推進、ＩＣＴの活用が必要です。

〇町民のニーズや地域社会の課題が複雑化しており、行政だけでなく町民・や大学・企業・団体などとの協働により取り組むことが必要です。

〇生産年齢人口の減少や老年人口の増加に伴う社会保障費や扶助費の上昇が見込まれ、歳出の抑制と歳入を確保することで財政の安定化を図る必要があります。

〇インフラ・公共施設などの老朽化に伴う維持補修・更新費用の増大が見込まれ、より長く安全に利用し、長期的な財政負担の軽減・平準化を図るなど、長寿命化の実行が必要となっています。また、今後の人口減少と人口構成の大きな変化に合わせた公共施設のあり方を検討する必要があり、施設保有量の縮減に努める必要があります。

基本方針

〇効率的な事務処理体系の構築、部署間の事務処理連携や情報の共有、ＩＣＴの活用など、デジタル化による行政の効率化を推進します。

〇各種手続きの簡素化など、わかりやすく使いやすい行政サービスの提供を推進します。

〇町民や大学・企業などと行政との協働を推進するための体制づくりを進めます。

〇持続可能な財政運営の確立を進めます。

〇公共施設などの総合的・計画的な管理を行います。

取組施策

施策		主な取組
1	町民が利用しやすい組織・機構の構築	・町民が利用しやすい窓口をめざし、組織と機構の構築を図ります。 ・町民の負担軽減や事務効率化のため、各種様式の見直しに取り組みます。
2	デジタル化の推進	・国や滋賀県の動向を注視しながら、行政運営のデジタル化に備えた戦略・体制づくりと人材の育成、ノウハウの共有を図ります。 ・ＩＣＴを活用し、情報の一元化、事務の効率化を図ります。
3	協働によるまちづくりの推進	・住民活動団体や大学・企業などと協働でまちづくりを推進します。 ・公的施設の運営や公共サービスの提供において、 PPP（PFI 方式、指定管理者制度、アウトソーシングなど）のさらなる活用検討など、民間活力の導入による効率化やサービスの向上を図ります。
4	町政への積極的な町民参画の推進	・公募による各種委員の登用を図ります。
5	歳入の確保と歳出の抑制	・町税収入の確保に努めるとともに、新たな財源確保に取り組みます。 ・各種経費の適正化を図り、歳出の抑制に取り組みます。
6	政策評価システムの活用	・事業評価を行い、事務事業の見直しを図ります。
7	公共施設等の総合的・計画的な管理の推進	・多賀町公共施設等総合管理計画と個別計画に基づき、施設保有量の見直し、公共施設などの長寿命化や更新を推進します。

第２節　広報・広聴

めざす姿

○必要な情報を必要な人に確実に届けられ、公平・平等な住民サービスが提供されています。

○迅速で、正確な情報発信が行われ、多くの町民が町政に対して、興味・関心をもち、積極的にまちづくりに参加しています。

○町民の意識や動向が的確に把握され、多様な町民のニーズに柔軟に対応し、行政運営に反映されています。

成果を共有するための指標

○情報通信基盤が充実していると思う比率

課題

○町民は行政サービスを平等に受ける権利があり、迅速で、正確、公平平等な広報活動を行う必要があります。

○少子高齢化やグローバル化などの社会環境の変化、ライフスタイルの多様化に対応し、様々な情報媒体による発信に取り組む必要があります。

○幅広い世代のまちづくりへの参画促進のため、多様な広報手段に取り組む必要があります。

○グローバル化などの社会環境の変化に伴って町民のニーズが多様化しており、行政の情報発信や町民の意向把握においても柔軟な対応が必要です。

基本方針

○適切な広報紙の提供により公平・公正性、透明性を高めます。

○多様な情報媒体、広報手段による発信に取り組みます。

○町民の意識や動向について把握できる仕組みづくりを行います。

取組施策

施策		主な取組
1	広報たがの充実	・見やすくわかりやすい、より親しみやすい情報提供に努めます。
2	多様な情報媒体による広報活動の推進	・地域の特性や住民ニーズに応じて、様々なメディアを適切に活用した広報手段について検討します。
3	広聴機会の充実	・町長への手紙を実施します。

第３節　広域連携

めざす姿

○本町の長い歴史や伝統、豊かな自然環境が湖東圏域の魅力を高める上で欠かせない存在となっています。

成果を共有するための指標

○湖東圏域への観光入込客数

課題

○定住人口の確保と交流人口増加が達成できるよう、共通課題の解決と活性化に向けた連携を推進する必要があります。

○圏域内の可燃ごみ処理施設は長年の使用により、老朽化が進んでいることから、新しいごみ処理施設の建設　が喫緊の課題となっています。

基本方針

○圏域を形成する市町と連携し、湖東定住自立圏共生ビジョンに取り組みます。

○斎場、燃やすごみの処理、燃えないごみの処理については、広域で連携し管理運営を図ります。

○広域で、ごみ処理施設を建設することにより、建設費や運営費の縮減を図ります。また、ごみの安定的な燃焼が可能となり、余熱の利用等循環型社会に対応した新ごみ処理施設の整備に取り組みます。

取組施策

施策		主な取組
1	広域行政の推進	・広域行政組合、湖東定住自立圏推進協議会など、他市町との連携した取り組みをさらに推進します。 ・新たな広域的枠組みを検討します。
2	広域観光ルートを活用した交流人口の増加	・本町の観光資源を、広域的な観光ルートに組み入れ、交流人口の増加を促します。 ・湖東定住自立圏推進協議会での取組を推進します。
3	移住定住の促進	・滋賀県や国が行う移住施策を積極的に活用し、移住定住を促進します。
4	斎場、燃やすごみの処理、燃えないごみの処理	・斎場、燃やすごみの処理、燃えないごみの処理については、広域で連携し管理運営する一部事務組合の取組を継続的に進めます。 ・１市４町の広域で新ごみ処理施設を整備します。

計画の進行管理

計画の進行管理　前期基本計画の進行管理

・基本計画においては、その実行性を担保するため、進行管理に取り組みます。

・前期基本計画の目標年（５年後）においては、各節に設定する『成果を共有するための指標』（複数の取組を進めることで実現をめざす、政策目標、重要業績評価指標（KPI）※をもとにそれまでの成果を検証し、町民と共有するとともに、町民や関係者との意見交換を通じて後期基本計画の見直しに反映していきます。

・また、取組の進捗状況については、取組ごとにどれだけ進んだかを把握する実施指標を設定し、これを毎年度把握し、取組を進める上での問題点や課題について多賀町行政改革推進委員会において検討するとともに、その解決方法の検討や取組方法の柔軟、迅速な見直し・充実を図り、効果的な PDCA に取り組みます。

➤進行管理の考え方

短期的（毎年）の取組の進行管理

▶毎年の進行管理では、計画した取組がきちんと進んでいるかどうかをチェックします。

▶「進行管理のための進行管理」にならないよう、できる限り簡素な手段・手順で進行状況を把握・整理し、課題や問題点のある箇所を中心に、施策を円滑に進めるための工夫を検討します。

中期（前期基本計画の期間５年目途）の進行管理

▶中期の進行管理では、毎年の取組を積み重ねてきた結果、「めざす姿」に近づいているか、また「成果を共有するための指標（各節に設定する成果指標）、重要業績評価指標（KPI）」が期待する方向に進んできたかチェックします。

▶また、節ごとの成果指標の達成度を把握し、そのままでは到達が困難な場合など、必要に応じて取組の見直しを検討し、後期基本計画に反映していきます。

➤PDCA による進行管理の流れ

※重要業績評価指標（KPI）：key Performance Indicator の略称。施策ごとの進捗状況を検証するために設定された指標。本町では、総合戦略の改訂年度にあわせて、より簡潔で明瞭な目標や施策の推進を図るため、総合計画と総合戦略を一体的に策定します。

資 料 編

1　用語説明（五十音順、英字表記等はその後に記載）

初出頁	用語	説明
ア行		
87	**アウトソーシング**	公共団体が行なっている業務を民間事業者に委託すること。
84	**空き家バンク**	本町にある空き家・空き地の有効活用と定住促進による地域の活性化を図るため、公益財団法人滋賀県宅地建物取引業協会と協力し、空き家・空き地の情報（売買・賃貸）の収集・登録、多賀町への移住・定住を希望する人への空き家・空き地の情報を提供する仕組み。
29	**イノベーション**	技術革新。
7	**インバウンド**	本来は「外から中に入り込む」という意味で、ここでは、外国人の訪日旅行を示す「インバウンドツーリズム」の略として使用。
7	**インフラ**	Infrastructure（インフラストラクチャー）の略。産業や社会生活の基盤となる施設。
22	**エコツーリズム**	地域ぐるみで、自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さの理解を促し、保全につなげていくことを目指していく仕組み。
74	**えるぼし認定事業**	「女性活躍推進法」に基づき、採用、継続就業、労働時間等の働き方、管理職比率、多様なキャリアコースの 5 つの評価項目について一定基準を満たし、女性の活躍促進に関する状況などが優良な企業を認定する制度。
41	**オリジナリティー**	独創性。独自のもの。
カ行		
32	**家庭教育**	家庭内で行われる教育的行為のこと。子どもは、家庭において基本的な生活習慣や基本的倫理観、マナーなど生きていくために必要な多くのことを学ぶ。
67	**環境保全型農業直接支払事業**	化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援する農林水産省の事業。
27	**ギャップ**	大きなずれ。食い違い。隔たり。
14	**キャリア教育**	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
15	**共助**	医療、年金、介護保険、社会保険制度など被保険者による相互の負担で成り立っているもの。
46	**業務継続計画**	大規模災害等の発生に際し、行政そのものが被災した場合、行政機能を維持するため、どこに代替施設を設置し、限られたリソースの中でどの業務を優先すべきかを定める計画。
74	**くるみん認定事業**	「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣が認定を行う事業。次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請することで「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定）を受けることができる。
6	**グローバル化 グローバル社会**	国や地域などの垣根を越えて、世界的に資本（お金やモノなど）や人材、情報などの社会的・経済的な結びつきが深まること、またそうした社会。
86	**経常収支比率**	人件費や扶助費、公債費などの義務的性格の経常経費が、地方税や地方交付税、地方譲与税などの一般財源でどの程度賄われているかを表す指標で、財政構造の弾力性を示す。
82	**ゲリラ豪雨**	局地的大雨、集中豪雨。
15	**公助**	行政など公的機関による救助や支援。

47	**国民保護計画**	国民の保護に関する基本指針に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画。 国民の保護のための措置を行う実施体制、町民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。
16	**国立社会保障･人口問題研究所**	人口や社会保障に関する研究をはじめ、人口・経済・社会保障の相互関連についての調査研究を通じて、研究と行政を橋渡しし、国民の福祉の向上に寄与することを目的として設立された厚生労働省の施設等機関。
15	**互助**	家族や近隣の人など、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的な支え合い。
33	**子育て応援ハンドブック**	本町の子育て情報を集約し、子育てに役立てていただくために作成したもの。
33	**子育て世代包括支援センター**	安心して子どもを産み育てられる環境を整えるため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、関係機関と連携しながら一人ひとりの不安や悩みに合わせた相談や情報提供を行う拠点。
51	**湖東定住自立圏**	定住自立圏は、地方圏において三大都市と圏と並ぶ人口定住の受皿として形成される圏域。湖東定住自立圏は彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町で形成される。
89	**湖東定住自立圏共生ビジョン**	定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組などを記載した実施計画。湖東定住自立圏では、各市町から選出する委員と各部会からの選出委員により構成する「湖東定住自立圏共生ビジョン懇談会」を設置し、幅広い意見を聴取しながら取組を進めている。
48	**子ども 110 番の家**	地域の協力家庭が旗などを掲げ、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時に、駆け込み、助けを求めるようにして、子どもたちを犯罪から守り、被害を最小限に止めようとする取組。
サ行		
72	**サテライト**	衛星のこと。ここでは中心（コア）の周辺に配置された施設・拠点のこと。
7	**サプライチェーン**	商品や製品が消費者の手元に届くまでの、調達、製造、在庫管理、配送、販売、消費といった一連の流れのこと。
41	**ジオ・トピック**	ジオ（geo）はギリシア語で土地、地理、地球などを表す言葉で、ジオ・トピックは地層や地質の特徴、年代の分水嶺など。
87	**指定管理者**	公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・ＮＰＯ法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる指定管理者制度において、地方公共団体が公の施設の管理・運営を行わせるため期間を定めて指定する団体のこと。
40	**悉皆調査**	対象となるものを全て調べる調査のこと。全数調査。
28	**ジェンダー**	男性･女性であることに基づき定められた社会的属性や機会、女性と男性、女児と男児の間における関係性、さらに女性間、男性間における相互関係。
81	**滋賀県道路整備アクションプログラム**	滋賀県道路整備マスタープランに基づき、予算規模が将来 10 年間（2018 年度～2027 年度）継続するという想定のもと、具体的な道路整備計画（事業箇所及び事業展開）を提示した計画。
66	**獣害**	サル、シカ、イノシシなどの野生動物によって被る農林水産物の食害や猛獣による人への加害。本計画では鳥害も含む。
55	**障害者差別解消法**	正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。障がいを理由とする差別の解消に関する基本的な事項や、国の行政機関や地方公共団体等、民間事業者における障がいを理由とする差別を解消する措置などを定めた法律。
14	**人生 100 年時代**	ロンドン・ビジネス・スクールのリンダ・グラットンとアンドリュー・スコットが提唱。先進国において平成 19（2007）年生まれの 2 人に 1 人が 100 歳を超えて生きる「人生 100 年時代」の到来を予測し、新しい人生設計の必要性を説く。日本では首相官邸に「人生 100 年時代構想会議」が設置され、政策への反映が進められている。

33	**スクールソーシャルワーカー**	教育分野に関する知識に加え社会福祉等の専門的な知識や技術を有し、子ども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など外部機関と連携しながら、子どもをとりまく環境を調整するコーディネーター。
33	**スクールカウンセラー**	小中学校において、いじめや不登校など、児童生徒、保護者、教師の様々な悩みの相談に応じ、助言をするなど、心の問題に対応するため学校に配置される専門家。
7	**スマート社会**	仮想空間（サイバー空間）と現実空間（フィジカル空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、新たな社会を指すもので、第５期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。
53	**生活支援コーディネーター**	地域包括ケアシステムを推進するために設けられた職種。「地域支えあい推進員」とも呼ばれ、地域の困りごとを解決するために活動する。
35	**接続カリキュラム**	幼児教育、小学校教育、中学校教育など、子どもの発達段階に応じた各教育段階をつなぐ取組。
18	**ゾーニング**	都市計画等において、用途地域制をはじめとする地域地区によって土地利用を面的に色分け・規制・誘導していくこと。
タ行		
5	**（仮称）多賀スマートインターチェンジ**	名神高速道路の彦根IC～湖東三山スマートIC間に整備が計画されるETC専用インターチェンジ。高速ICまで10分以内でアクセス可能となる事業所が増加し、物流の円滑化など生産性の向上が期待される。
70	**多賀町がんばる商店応援補助事業**	本町で新たに事業を始めようとする人や既存商店の魅力ある店づくりを支援する事業。
92	**多賀町行政改革推進委員会**	行政改革大綱の策定や推進等に関して、有識者や町民の意見を求めるために設置された組織。
33	**多賀町健康推進員**	町民の自主的な健康づくりを推進する地域におけるリーダー。
51	**多賀町健康づくり推進協議会**	町民の健康に対する自覚を高め、生涯を通じ健康づくり対策を審議企画するために設置された組織。
80	**多賀町公共下水道ストックマネジメント**	長期的な視点で下水道施設（ストック）の老朽化の進展状況を予測し、リスク評価等により優先順位付けを行い、計画的、効率的に管理すること。
37	**多賀町古代ゾウ発掘プロジェクト**	アケボノゾウの全身骨格が発見されて 20 周年（2013 年）に、新たな化石発掘をめざして始まったプロジェクト。
33	**多賀町青少年育成町民会議**	青少年の健全な育成を図ることを目的に設置された組織。
6	**多賀町人口ビジョン**	本町における人口の現状分析を行い、今後の人口の将来展望を示したもの。
80	**多賀町水道ビジョン**	厚生労働省が示した「新水道ビジョン」と総務省が策定を求めている「経営戦略」の策定方針に基づき、本町の水道事業の施設設備や事業運営の目指すべき方向性を示したもの。
6	**多賀町まち･ひと･しごと創生総合戦略**	「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、「多賀町人口ビジョン」を踏まえ、本町の「まち・ひと・しごと創生」に向けた基本目標や施策の基本的な方向、具体的な施策をまとめたもの。
43	**多賀町まるごとミュージアム構想**	「多賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の施策の一つ。本町の自然、豊かな地域資源を活かし、様々な組織の連携による本町全域をミュージアム（博物館）としたグリーン・ツーリズムを促進する構想。
46	**地域防災計画**	市町村の地域防災計画は、災害対策基本法に基づき，災害応急対策及び災害復旧に関する事項別の計画等を定めたもの。

5	**地域ポテンシャル**	地域に潜在する資源や知識・技術であり、気候、生態環境、景観、伝統、生活文化、産業とそれに関わる人々や人々の中に蓄積された知恵。
17	**テレワーク、リモートワーク**	テレワークは、情報通信技術（ICT）を活用し、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。働く場所によって、自宅利用型（在宅勤務）、モバイルワーク、施設利用型テレワーク（サテライトオフィス）などに分けられる。日本テレワーク協会などにより定義づけされているテレワークに対し、リモートワークは遠隔での業務全般が該当する。
67	**特産物振興連絡協議会**	本町の特産物の振興について協議するために設置された組織。
73	**トライアングル構想**	平成 24 年 3 月策定の「多賀町都市計画マスタープラン」において提唱された、多賀大社前駅、多賀大社、多賀サービスエリア（エクスパーサ多賀）をつなぐエリアの活性化を主軸に、地域産業の振興を目的としたまちづくり構想。
ナ行		
46	**南海トラフ巨大地震**	南海トラフは、四国の南の海底にある水深 4,000m 級の深い溝（トラフ）のこと。100～200 年の間隔で大地震が発生しており、昭和東南海地震（1944 年）、昭和南海地震（1946 年）発生から 70 年近くが経過し、次の大地震発生の可能性が高まってきている。
33	**にこにこメール**	未就園児の親子を対象に開催する事業の案内チラシ。
66	**認定農業者**	「農業経営基盤強化促進法」に基づき、５年後を目標とした「農業経営改善計画」で市町村によって認定された農業者。地域の中心的担い手。
33	**ネイチャークラブ**	自然に対する興味、関心を高めるために開催する本町の子ども向け講座。
6	**ネットワーク**	人やモノを網状につなげたもの。
66	**農業経営基盤強化基本構想**	農業経営基盤強化促進法に基づき都道府県が策定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方針」に即して、地域の実情を踏まえて市町村が独自に定める計画。
53	**ノーマライゼーション**	障がいのある人や高齢者をはじめ、だれもが安心・安全に暮らせる社会・福祉環境の整備、実現をめざす考え方のこと。バリアフリーはこれを実現するための一つの手法。
ハ行		
29	**パートナーシップ**	本来は、英米法において 2 名以上の人（パートナー）が金銭・役務などを出資して、共同して事業を営む関係のこと。事業運営に限定しない、提携関係や協力関係のこと。
35	**働き方改革**	一億総活躍社会実現に向けた、労働環境を大きく見直す取り組みのこと。労働人口の減少、長時間労働や過労死問題を受け、「労働時間の長時間化の是正」「正規・非正規の不合理格差の解消」「柔軟な働き方の実現」を三本柱とする。
33	**発明クラブ**	ものづくりの楽しさや科学技術に対する興味、関心を高めるために開催する本町の子ども向け講座。
7	**ビッグデータ**	一般的なデータ管理・処理ソフトウエアで扱うことが困難なほど巨大で複雑なデータの集合。
9	**ファン**	支持者。愛好者。
15	**プライド**	自慢。自尊心。
58	**部落差別解消法**	正式名称は「部落差別の解消推進に関する法律」。国や地方公共団体の相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることなどを定めた法律。
67	**ふるさと納税**	応援したい自治体に寄附ができ、寄附金が所得税・住民税の控除の対象となる制度。

82	**ふるさとの川づくり協働事業**	河川の維持管理について、地域住民との協働を推進するため、滋賀県民土木協働推進事業や河川管理協力員制度を再構築し、滋賀県・県内市町・地域の連携を強化するとともに、河川愛護活動の活性化のための支援を行う滋賀県の事業。
マ行		
63	**緑のカーテン**	植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギーの手法。建物の温度を下げるだけでなく、まち全体の気温低下にも貢献する。
52	**民生委員・児童委員**	民生委員法・児童福祉法に基づいて地域に設置が定められ、社会奉仕の精神を持って、常に地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人。また、主任児童委員は、児童福祉を専門的に担当し、児童関係機関との連携･調整、地域を担当する児童委員と一体となって児童福祉の推進に努める。
ヤ行		
52	**ユニバーサルデザイン**	バリアフリーが主に障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で用いられるのに対し、設計段階かすべての人が共通して利用できるようにデザインする考え方。
4	**幼保連携型認定こども園**	保育園と幼稚園の認可を持つ施設のうち、単一の施設として機能を果たすもの。
ラ行		
29	**レジリエント**	国土や経済、暮らしが、災害や事故により致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つこと。
3	**ローリング**	環境の変化にあわせて定期的に見直し、修正する方法
66	**６次産業化**	農業などの第１次産業とこれに関連する加工・販売等の第２次・第３次産業の事業の融合等により、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。
A～Z		
7	**AI（エーアイ）**	Artificial Intelligence の略。人工知能。
37	**ＡＬＴ(エーエルティー)**	Assistant Language Teacher の略。外国語を母国語とする外国語指導助手。
7	**ＩｏＴ(アイオーティー)**	「Internet of Things」の略。日本語では「モノのインターネット」と訳され、現実世界の物理的なモノに通信機能を搭載して、インターネットに接続・連携させる技術のこと。
6	**ＤＶ（ディーブイ）**	Domestic Violence の略。配偶者暴力。配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある男女間における暴力のこと。
7	**ICT（アイシーティー）**	Information and Communication Technology の略。情報通信技術のこと。
37	**ICT サポーター**	教師の ICT 機器操作の補助や ICT を活用した授業づくりの相談など、学校における教育の情報化推進の実務的な支援をする人。
34	**ＫＰＩ（ケーピーアイ）**	Key Performance Indicators の略。重要業績評価指標。最終的な目標（ＫＧＩ。Key Goal Indicator）を達成するための中間数値指標。
58	**LGBT（エルジービーティー）**	性的マイノリティの代表的な呼び方で、Lesbian（レズビアン）、Gay（ゲイ）、Bisexual（バイセクシャル）、Transgender（トランスジェンダー）、Questioning（クエスチョニング）の略
7	**ＰＦＩ（ピーエフアイ）**	Private Finance Initiative の略。民間事業者の資金や経営手法・技術力を活用して公共施設などを整備する手法。
7	**ＰＰＰ（ピーピーピー）**	Public Private Partnership の略。行政サービスを行政と民間事業者が連携して公共サービスを提供する手法。

7	**ＳＮＳ（エスエヌエス）**	Social Networking Service の略。社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと。会員数の多いものとして、フェイスブックやインスタグラムなどがある。
7	**Society5.0（ソサエエティ 5.0）**	第５期科学技術基本計画において提唱された、狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く新たな社会。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。
8	**ＵＩＪターン(ユーアイジェイターン)**	大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。U ターンは進学や就職で大都市圏へ移住した地方出身者が出身地に戻ること、J ターンは出身地には戻らず出身地に近い都市へ移住すること、I ターンは出身地とは別の地方へ移住すること。

2　第６次多賀町総合計画策定委員会　委員名簿

	策定委員会役職	所　　属	氏　　名	部会名
1	委員長	滋賀大学	横山　幸司	
2	副委員長	多賀町都市計画審議会	平居　　晋	産業部会
3		多賀町区長連絡協議会	田中　栄一	地域社会・福祉部会
4		多賀町農業委員会	小菅　建次	産業部会
5		多賀町森林・林業再生協議会	藤内敏也（～令和２年３月） 樋榮浩之（令和２年４月～）	産業部会
6		多賀町商工会	永井　康雄	産業部会
7		びわ湖東部中核工業団地 進出企業連合会	竹中　光孝 岡　信博	産業部会
8		（一社）多賀観光協会	田中　伸幸	産業部会
9		多賀町環境審議会	丸尾　恭子	地域社会・福祉部会
10		（社福）多賀町社会福祉協議会	安藤　典子	地域社会・福祉部会
11		多賀町民生委員児童委員協議会	野村　惣藏	地域社会・福祉部会
12		（公社）多賀町シルバー人材センター	小財　久仁夫	地域社会・福祉部会
13		子育てサークル　パオパオ	宮野　由紀絵	教育・生涯学習部会
14		多賀町健康推進協議会	土坂　淳子	地域社会・福祉部会
15		多賀町教育委員	土田　勝一	教育・生涯学習部会
16		多賀町社会教育委員	松宮　千津子	教育・生涯学習部会
17		多賀町人権擁護委員	西河　仲市	地域社会・福祉部会
18		多賀町ＰＴＡ連絡協議会	土田秀和（～令和２年３月） 古川哲也（令和２年４月～）	教育・生涯学習部会
19		町内保育園・幼小中学校校園長会	久保川　雅子	教育・生涯学習部会
20		地元金融機関	近藤　啓之	地域社会・福祉部会
21		公募委員	山口　義雄	産業部会
22		公募委員	林　清二	産業部会
23		公募委員	小島　櫻	地域社会・福祉部会
24		公募委員	石栗　義男（～令和２年３月）	産業部会

委嘱期間　令和元年８月１９日～答申日

3　策定経過

■町民・事業者アンケート

令和元年 10 月 18 日～11 月 18 日

■第６次多賀町総合計画策定委員会

①全体会

令和元年８月 19 日	議題（１）副委員長選出 （２）策定方針案について （３）住民意識調査実施概要（案）について
令和元年 12 月２日	報告（１）住民・事業者アンケートについて 議題（１）基本構想の構成について（提案） （２）大切なキーワード・テーマについて
令和２年８月 26 日	議題　第６次多賀町総合計画基本計画（素案）について
令和２年 11 月 18 日	議題　第６次多賀町総合計画基本計画（案）について
令和３年２月 10 日	報告パブリックコメントの結果について 議題　（１）第６次総合計画将来像（案）について （２）第６次多賀町総合計画（案）について （３）答申について

②部会

・教育・生涯学習部会

令和２年７月 21 日	議題（１）現総合計画の事業と次期計画の方針について （２）新しい基本計画の施策体系（仮案）について
令和２年 10 月５日	議題　前期基本計画（素案）について

・地域社会・福祉部会

令和２年７月 20 日	議題（１）現総合計画の事業と次期計画の方針について （２）新しい基本計画の施策体系（仮案）について
令和２年 10 月５日	議題　前期基本計画（素案）について

・産業部会

令和２年７月 20 日	議題（１）現総合計画の事業と次期計画の方針について （２）新しい基本計画の施策体系（仮案）について
令和２年 10 月６日	議題　前期基本計画（素案）について

■学習会

令和２年１月１０日	「自治体経営時代の総合計画について」 講師　横山幸司氏（滋賀大学教授・第６次多賀町総合計画策定委員会委員長）
令和２年６月２５日	「地域の改革とコミュニティ支援」 講師　横山幸司氏（滋賀大学教授・第６次多賀町総合計画策定委員会委員長）

■パブリックコメント

令和２年 12 月 14 日～12 月 25 日

■答申

令和３年２月２４日

第６次多賀町総合計画

発　行　令和３年５月　多賀町
〒522-0341
滋賀県犬上郡多賀町多賀 324
電話 0749-48-8111（代表）
https://www.town.taga.lg.jp/
編　集　多賀町企画課